異本落穂集　七、九

元

和書門
類
三四三八 號
一〇九 函
四 架
五 冊

内閣文庫
和書 類
三四三八 號
五 冊
一七〇 函
一二 架

共五

内閣文庫		
番號	和	34388
冊數	5（3）	
函號	170	93

昌平坂

落穂集 第七

一 慶長四年正月元旦の儀ハ秀頼公家督以後初ての
儀式なれハ残らず上京の諸大名小身の面々迄も各登城致し
秀頼公ハ初ての御目見への儀なれハ何れも出仕有之し其
節前田利家公ハ上段へ上り居秀頼公を守衆の如く並居り
せられ候ハ自分膝の上へも抱きよせ常々より附置も威勢
粧かれ候おゐて見へし候よし　家康公ハ其外に出座有之毛利浮
田上杉の三大老も着座有之其後前田玄以法印
浅野弾正　増田右衛門尉三人列座有之石田長束両人ハ御帯
刀役の儀を承り候よし其時雑人の着座ニ而そり有之
同し五大老ニ而中老と　内府公ハ此事ハ秀頼公の御名代

御後見となる上ハ指図の仕なることとも候事出し本丸出仕の
御式を仕廻まへらるゝに　家康公御座所へ来らして年始
の賀儀を述之へ利家ても初かの大名衆中へ二日三日
の内はおひん御出ても御勤らし有し付　家康公御威猶
を大老の面々称くましく思へ八詰しにや

一 同月十日あまりの内　家康公ハ諸手ニハ大坂御下向
候ニを許しり御座候成候ニ付　去年中ハ御延引有之
当城の儀ハ秀頼公の御生付ニ付ふ石延の為にと也
去九大地震の後大騒にて女中押しふり出て去果太閤ともに薨
去之前以ふ去年本丸も去年より北の政所淀殿ふて御入有之の
候ゆへハ何時まく大坂の城中へ御移りを度との旨
ふれし之　家康公ハ侍にハ去年中も在へ中止に迷

故太閤の一周忌も相済て以後の儀ニ被仰出度事ニ候得共
女中方ゟ達て御申出候と見ル去年以来雑事之義なれハ之を
かくしにおゐて御掛押ニ付　来元十日己ゟ日より御移り秀頼公大
坂へ御移らせられ候ニ付　前田利家と初め諸大名悉く御随ふ
家康公ニも此度迄ニて大坂へ御下り被成　片桐市正屋
敷ニ而御着被在十二日ニ至り御再ニ被為入　伏見ニ御帰館被在
元和ニハ北の政所様の御殿なりとも　伏見の城中　御居所あり
まなり北の政所ニハ京都へ出ありひて上立売ニ居住有　松の丸
殿ハ京西の大はしの城中へ移り　後よりハ見し上立売ニ屋
住あり　各秀頼公より九まかないの御也

一 同月十九日　家康公ニハ当馬にて京都へ御入被成　北之
とて純出御座候　晩方ニ至り御供衆御座候

去る比御宗旨を改め給ふ心の條々　家康公御誓詞にハ
無てハ叶まじと云の御事承り候ふ処御深き御志に候ふ間
先御誓詞の中にこれ御入り候ふ様に御頼み被成候ふ御存念に候ふ
元御見逃事に候ふ御宗旨の中ハ何にも捨て候ふ中へ御見え申
何も候ふ様ハ有まじく候ふ由被仰候之

一　同廿一日黒田甲斐守殿中より御使として安国寺瓊長老
生駒雅楽頭中村式部堀尾帯刀此四人同道にて御鏡案
之事　内府公の御事先だつて景勝の御誓言の御事に付ての御儀
之を申す私に婚姻を結ぶ事ハ以ての外の事に候ふ一ヶ条目にも
まて候ふに伊達蜂須賀福島抔と同じく御縁組と申す
以の外の事に候ふ是れ御存知の御事に候ふ就てハ向後何事も此の趣を
の無きに付て承知申す可く候ふ由候之　家康公

御誓詞ハ秀頼公為太閤様の御遺言を守らんが為に候ふ處に
左様に御手鏡をも無之秀頼公の御後見として何ぞや内府公の
御遺言を背きて秀頼へ対し謀叛と被成候ふ由然ハ御近
付き候ふ事に候ふ天下を取らんとの企て秀頼の御為にもなき事と
ひとへに秀頼公の御為に候ふ様に就て八幡公ハ
御誓言をも破り秀頼を世の外に其の内府の
御誓言に相背き何もや御事を使として表向
からうす御手鏡ハ秀頼公の御為も大切にあらず候ふ
中の様子にハ御様子大坂にて秀頼公ハ隠居の事
に成て関東ハ武蔵を国とし当地に住居候ふに存
る名字ハ御申遣しの條秀頼隠居所の事就て幸
先年今度の使として秀頼の儀ハ何事も内府へ御相談

あまた枝葉分れ給ひし根にて、其後安國寺昔は
向ひ給ひて体いふに三人中の同職にはかりける　内府
太閤へは密事を起して家中それぞれ方々　輝元方の用事にては
若狭沙汰事にてありし候ひは識をとてあつかひ出家山への者
とて三人中同名の徘徊こそは、御方のうちへの者まて今日
ハ有毎なる人々まて、其根の場へ至りて出て、輝元
身枝ともにて有る者、其枝ハ覚悟に様にてひとしく若宿へ
ことなりの
右の通り時代の縁を絶しは書物のしにも云はれ見え
之光安国寺を知ることにて吉川広家にて中縁ハ見人有るへし右の通
ハ堀尾吉晴を同　家康公の御屋形へ参上し様に付吉川
中の首尾合を知れ大事を以て届のこと、諸兵論見る段

らくまね給ひ候に、当力讒言にて年寄の者へ向ひ不図噺しに余
しれ安国寺長老輝元を同じく　内府へ反逆に候は其
の儀和睦にて候　内府の機嫌を損じて安国寺を頼みては
志あり付て長老何とそ給は届らん事を申く様にて
ことかの出いる御中識の長袖なりし共、此後とても
又あしくも云ひ候て輝元と同じく、陣を立て
出頭三人の側へ寄合給ひの母内府へあまた出て候と
さりやさ三人は中村式部少輔輝元縁職分の儀ありし、
此義へあらんとも其枝の存より候へしてハ許
させ候ハ長袖の儀にて候への節は先様を語
すゝめ候に其事言和か身
いまれさる事にて候　内府の御異ハ存じて　武門とも。

いされて安土寺ハくゝ家康公へ成て候人々まつり事ハ
六ヶ敷相知りの上此方ハひつる左衛門ハ少しも悪しく思召て
内府公へ申しまして八両を参らし中村之法ハ此にて八渡らしと
存じ候しかし其上にて笑ひ第一にて之此衆ハ迷ひ候両人ハ若き
時分より松江の前にて老時代の老人なる雑談を
此方にて元の物語なり

一 三法師様京武部大輔ハ井伊兵部少輔と更に候ハん左衛門尉のたゞ
江戸にまかり出交りの後侍とて同様にて候ハんにおもしく候て
尾州熱田にて於て上方發動の今度候文主ハ内田馬之助
始ハ直政の陣にあり出しり此度ハ年をへて乱賀の
候ふて御おいて存じ候に 家康公へ御頼を以て候
於是此國にて居られ於此月に康平を出れ於され康政に

於ハ右大臣秀頼中か節鉢に絶をと元の事を存じ候
之論見様ハ體是より佐々成政之へ之長政安の作法
西信濃も此同之事也候ハ此兵衛之大久保千左衛門長谷川
之屋敷ニ見付て候ハん是也人々の事を中の之事
各一様之付て飛人ゝ事を三十事の西とをて見て左衛門
中にも付て其の内屋敷の内に居而悪しく近き所の町屋又ハ近
在の民家を借りて在陣いたし付物之其の内人數多く
元此法体之太 家康公の御前ハ三老中と之中の行政宗
此則主様三人の前にて縁組の事を申し候へハ 正宗ハ
内府公此是男之娘を出して輝へ稲姫を之しかとして
候ハ隣の町人今井宗薫と申すの稲ハ家元たり在陣に
存しくへ候之て之候ハ聴とて存義をなて其が鰭次第ハ小

笠原兵部大輔秀政か姫を以縁組被仰付しかは猶々西

蜂須賀至鎮ハ松平右京大夫康か姫を縁組ありしハ秘

儀ハ秀頼公御為の縁の志をも兼て之ハ内府公を始観

以て秀頼公ニ於て御為の心ありし故の縁組被存候と

西云々 於可有之

右政則秀頼公の御為の縁ニもなりし候ハ福嶋正則

親父ハ尾州二寺[illegible]の住人[illegible]新[illegible]

是ハ秀吉公の父[illegible]来下[illegible]の[illegible]の化一説

あるし

右之通の次第ニ依て大坂を[illegible]の[illegible]新法を遣て

[illegible]西[illegible]内府の

御威勢[illegible]の風[illegible]世[illegible]の[illegible]を勤仕候之

云ニ依て日比[illegible]出入致候面々ニハ織田有楽斎長益

蜂須賀阿波守至鎮池田三左衛門輝政黒田甲斐守長政藤堂

高虎加藤左馬助嘉明[illegible]金森法印[illegible]新庄[illegible]

浅野左京大夫幸長細川越中守忠興大谷刑部少輔[illegible]面々

内府公の御館へ集り昼夜の[illegible]もなく相詰[illegible]

ありり

右之[illegible]新庄[illegible]御家[illegible]ハ 家康公の御厩

隣の[illegible]ニ付大坂[illegible]ニ[illegible]の[illegible]ニ[illegible]

の頃ニて[illegible]御内ニ急ニ入込[illegible]ハ[illegible]中

[illegible]ニ[illegible]御内[illegible]御家

の内ニハ[illegible]地[illegible]ニ[illegible]を[illegible]後[illegible]代

の[illegible]被相続仕[illegible]西[illegible]度

雑説ありまじく候ゆへ内々にて我ら取なし可申事にて候へハ

一 此度の騒動について申上候ハ 何も御座候へハ
此度堀尾中村生駒三人の者中老衆相談候て
太閤の御遺言をも取はからひ今度の騒動と存候て
見合申して五大老五奉行おもはく次第にて御座候ハん批判もなくて
ハかりて付けん御調べられ候ても一向の存寄を申上べく候 乍去
右様の中ニても堀尾帯刀ハ別して若年にて候 井伊直政と相
ことに三人右様の様にして家康を御調候中にて候に而も候ハヽ
内府公の思召の程計りかねられ候て 内府公を以て相済候様と
申し候而 直政ハ右様の儀御尋に付て御座候様と
内府様へハ右様の儀申上候ても御承引なく
御思召の通り申上べき由 書状を以て申上候

右様申て可済ものとも 右様申合候へハ相談 内府公の
御中にも右様に候ハヽ 直政申候ハ右様の御返事に付
内府公中にも有之候ハヽ 是非とも候ハん 御中の存寄
内府公ニハ太閤様御遺言の旨 御当家存寄 御当地
御知行様の御内意にも承り 五奉行衆中にも御座候ハヽ
ある事ハ何とぞ右様の一味ありて其の儀に付内府
より人の事にも申候 ヘ御座候と存候 ...
隠密にて候ハヽ内府の御中 右様にて可有之候
相違なく候へハ其の儀に付 右様の御中にて
其後ハ 御調の儀 ...
御しあつかひハ 右様にて候て 内府公へハ御使を以て
御返事を付候て 上にて三人の中へ右様の一件申遣す

四老并奉行列座の中にて三人中納言ハ先の大老
中納言の儀ハ存知之通ニ候の上ハ先御と　内府へ
御使ニ遣し候ハ当地の儀ハ何事も御分別次第ニ
候へとも此上ハ違ひ被成候とも一ツ了簡有之
御在京之節中度々被仰候太閤の遺言ニも御知行之
事ニ付而ハ何事も御一人ニ申上候の儀を御存分
人々存知之付候ひとかくさんと可成一通りと申進候ハ
存知ニ而居申候秀頼様御幼年の事ニ候得ハ太閤様御遺
世上静謐ニ成候様ニ指引致し候へとも御仕置と申付候
ここの御分別之御縁組之儀ハ大名方と存知候間
天下の御法度ハ先年より被定候処を　内府として御法度を
御縁組之儀を御相談も無之御取結候事三人ニ而

付き常ニ而ハ在之元服と存候ハ御相談一味の上にて
御縁組之儀を被仰元の通ニ申上候事なと存候ニ付一
其御使ニ八幡殿　内府公より御返答有之候とて相違
申ニ付右之趣も申候ハ御内証之儀ニ而ハ左様ニハ無之候
何事も只和睦にて世の中指引を以可然相済候様と
被存候ハ家康事二而相済し候に付世の中悪く被成候て一ハ太閤様
御遺言の筋ニ被存候を御加判之証文有之候ニ付而
利家ハ病気ニて出席無之三人之中
三人中納言并毛利輝元
三の儀ハ上杉景勝
石田三成中納言ハ三人之中存寄之
ここにて附

よて我らか儀ニ申ニてさへ候 内府公ハ笑ハせ給ひてよくも申されしや
ありけれとも此上の儀も無之候得ともニて無事ニ相済候 去れとも 左ハ
我ら存する所の事ニは今井ありけるを増田長盛ニ届申て承れハ
の事とは是又太閤秀吉公我ら方へ申来りて今度の義を申出し
起して縁者を取組にても左ハ申さしも儀も内縁を以てとくと
申合せ事を調へ候て後ニ儀申上れとも是又は内々ニ而事を
調ふ義とて左ニ申候 今度ニ而の縁組の義ハ無之 内府公
の御心の深き事なりて諸大名の家老共ニは存知あり人はせさせて
も不計儀ニて其上長束の御名代として左候ハ其外の面々
其外共へ加様中ニて候ハ方々其ニ而[illegible]ニ申事にて
も無之候て 内府公の御やうすをあらはしくしるして二重にも左と
義を申も成候かましくの[illegible]縁辺ハ小身ニて候て

我ら申上候ても此所の申分も大名中ニて候ニ而刑部少輔
入魂ニても在之候ハ彼仁の才覚の程をも承り申候間あるへく
ニ長束正家申上候と申候ハん
此方の儀を御気しらる者共ニハ石田三成同心不仕是非
伏見へ攻上り家康公御座所へ押寄せ存分をとけ申へく
きこへ申候を増田右衛門尉長盛是を承り申て押へ留め申し候
みとしは宜しき方の儀をも申し申し候て存候之我らも申候
然ハ若し浅野長政の諸方の儀ニも申し候 徳永式部卿法印
二重の事之
さて堀尾中村生駒儀ハ老中其外の面々と申調へ三人
同道にて伏見へ参上り井伊直政榊原康政本多へ申談し
内府公の御聴に達し申候処に大坂表の事ハ申かたく不遠三人罷

のゝ附の祖を御感被遊て思召中右手引を御究無之ニ付
条の御神文を請取御渡し被成ニ付三人衆大阪論り思召
右手引ニ付判の神文を請取城尾右衛門佐渡へ持参り
誓紙之儀ハ全く御疑ニ付神文をハ三甲宅江差出し候ニ付右衛
添書ハ無之候ヘ共夫ハ格別之儀ニ候之 内府公御神文の添書
出し候ハゝ今度縁忠の儀ニ付御理りの由 承り候ハゝ向後
之意根ニ存し候様九人衆より神文ニハ今度縁組の義ニ付
御理り申入候ニ付東通御同心無之候ハ縁組之上ハ向後悪心
無之候様ニ承り候ニ付思召中の名ハ一言も申上ず右手引の儀
九人衆へ判の出し候様右手引の所ニハ我等存分ニて一人ニて
仰付候て相済申候となり
此御前ニ而佐渡守御深談の席ニ 正信殿申上候ハ浅智之族

縁ハ今ハ是非ニ及ぶ哉ニハ魂胆中ニ不存と申上ル 家康公
諸事兼而秋元ニ於て何の子細なく〳〵本木と申候而も
存し申ん以前の無りニハ近き様ニ刃向なく 佐渡守佐渡守
申ハ八條ノ八の義ハとかくも長政ニ於て八反状ハ御免なき
無き存し多く一子細ニのそれ存候而候所 私方へ御尋候而
申しまし支候衛門漏出前へ刃之上対面の上にて右之通を
正信殿申上候ハ右之段申述て候之ハ何の節中の人秋元庵
ニ於て読置とて其中も以前より存し候縁ニ而ハ一言も無之
日野守動り 内府公何と思召候哉秋元御偏之の御様子ニ
刃之儀を以其義を申上候へ共其の縁ニ付無之候
守付佐渡守ハ其様の義を知らく申候し必と思ハ何にしく
正信殿伝承御思召之 当家の御為の義秋元の光り合せ申候

のゝ附の旗を御感悦ありて罷在中ニ寄手行を以究示ニ二ケ
条の御称文を認被仰渡し就ニ付三人ハ一統大坂へ参り罷先
寄手行し主判の称文を請取り備尾右衛門伏見へ持参り
備後見ニ金を以相渡す様ニ称文を以ハ三郎右衛門ニ於て相渡す
済まず無之もやらやら入候之　内府公御称文の御書
出しより今般縁組の儀ニ付御糺の上ニて両所ハ向後
意根ニ申候ニ付九人衆より称文ニハ今般縁組の義ニ付
御糺の中より其早速御同心無之候ニ付處ハ向後縁組御定根
三所ニ而御尤ニ御座候中の名ハ一之寄手より出て寄手行共ニ
九人衆主判の中ニ此後寄手行の面ニハ記されの如く一人ニて
伏見へ未だ候中ニ之なり
此御相見佐渡守御宗読の席ニ　西條新中右衛門ハ浅野長政

條ハ今日御前ニ而寄手方大魂新中右衛門申上るハ　家康公
新中右衛門我等ニ於てハ何の子細もなく三成長政ニ座候へく
存じ申候べく以来の無之ハ右之称ニ付而も候ハ佐守佐渡守
中よりハ條々の義ニとりかくし長政ニ於てハ右様ニハ御承知
無之存じ兼候一子細ニ付御前ニ存し申候ニ私共寄手共ニて
申し上ミ之候右浅野右衛門巨細對面の上ニて右之趣を
西條新中右衛門ハ長政申候て之ハ纔く三成中尤ニ我等申座
ニ於て御相違と申すも以来ニ寄手儀ニ付てハ右ニ而先今
日限ニ而申　内府公何ニ而も我等ハ御存知の御様子ニ而
申上候得共ハ寄手ニ而も右寄手の儀ニ可申越ニ無之候
寄付佐渡守ハ此旗の儀を然くニ致し無之ニ付ハ何としく
ならぬニ得御同前ニ而　出寄被申候ニ而其義の旗ニ而申候

これを聞たまひし人ハ刑部今日有様ニて御同意あれハ御籠城も不遠ニ。
申して先段ニ御連判候へと頻ニ申すてハ　家康公ハ御封書を以
極々難儀の事也とて被仰出ハ先年ちえと八郡人文十員
の謀去の儀ニ付秀吉公の為と称し既ニ急難ニ及候
秘密に夜中ニ云えし九度為の事ニ去の為と申談し候ニ付て其
事とて事ニ海にて立候をハ失念ニ被致候との御書付謹而
御返答申候ハんとしにて存候ニ付てハとも其元の御
厚情を忘れ候事ハ不存候事ニ付此二ツ時　家康公被
仰候ハこてえ候て是よりハ立花殿も是より候ても心底ニ於てハ古き候
々候てす細さに秋ちん云豊前守の由は見候ての儀入魂ニ申
ふて候ニ石田方ハ八千人の事ニても家来も是ニ候而
又豊前守の儀を存候て世ふニ候得ハ立花の為ニ候

却而太閤よりの御遺言を以天下を相守り淀殿
被成候ニ付て只今御家の儀を守て先段の大事ニ付
迷惑之段ハ服部の後其の事ニ存候付候而ハ
候と子細在之尤も只今御相談仕候て中の極意
在之候付之儀備調法の仕合御請
太閤御代あり候て存候立花の世
被成下候不存殿
家康公御後御意太宰刑部
少輔事を被仰出久同職入候て此
被存候て人
大谷家来
治部石田三成秀吉公

其上ニ而御知行百万石余ニ而太閤平生とも御意ニ於
其内ニ被召置利家卿ハ秀頼公御後見として五奉行之頭
数度之戦功之趣ニ付律義者と名高く
利家同前ニ而太閤御他界之後御遺言之通り家康公と相並
病氣ニ付役義を辞退仕候ニ付人物を選ニ付
知恵才覚有之者を撰利家同役の中ニ而ハ随一の者ニ
も有之候処病氣ニ而役義を退候同役共ニ相談
候処其者ニ而ハ石田ハ寿子寿親ニ而もして
も無之入魂ニ仕候ニ付而石田をも召出し候人ニ而も
事ニ候御座候人々役ハ身を遠ク御座候方ニ而ハ御目見を
も被仰付候ニ付被仰候毎々被仰付候御座候と被申候
ことなり

太閤御世之御遺言の書物ハ御見被遊候処ニ而御座候
就夫ハ先々様を被相記し申候
大閤様御他界之後其元家ニ而前田利家ハ病氣ニ付
之を御見ニ而其元家ニ而御座候御方ニ而候
家康公の御手前之者共御対談ニ而も有之御縁組之御相談ニ
者之を御存之御家中ニ而申候處今度双方御和談の御事
御座候處前田利家ニ而世之病氣ニ而候ニ付大坂の城ニ
申上候御座候處ニ而御座候ニ付 内府公ニハ御親ニ而御座候
大坂へ参り候ニ付而家康公御中ニ而利家利長
等ハ我々と御相談ニ而候 内府公の御相談ニ而御座候ニ
て其以前の御家ニ而申候家康公の御家中ニ而双方ニ而御座候
の御文にも御座候御家ニ而大坂ニ而御座候由ニ而御座候よし

ありし風説共之ニ御細川越中守忠興前田利長見
舞越中守閑談の上にて越中守忠興ハ先年の騒動に於て八
二番老の面々を申付ヲ頼ミ依て書状を以重臣の弟ニ
在所みあい候ニ至りけ四ケの風説を申出し從今度の義ハ
當時ハ内府公のはからいを事記ちかるの趣を申さんと細
川忠興ハ前田利長ハ御二天老にて中々越中守殿へ
羽柴利家卿ハ先年病氣ニ付而可ニ申したとハ内府公にも
逝去して當地へ下るのさまを申し候て二老の面々を存知申
すこし出来を抱き越中守申しにて引請仕るは此義を以て
申ひ此今度内府公ニ九ケ人の前申和睦ありけれ在京の
相勤とは御家の治るより候ハ是非天下の大事に
出しけれ共又たとへ大納言殿ハ病氣ありて申したき御代

ことて其許ハ成りも候わんハ越中守殿 内府公にて對談ありて
於て今度の風説とハ何申事の儀ハ存じ無之由申達し
家の出来事の事ちかく事ちかく成りて何の存知申されハ
他人の義ハ相ならぬ様子大納言殿ニハ去る年已来上
千年は病身にて此ハ御役義ニても辞せられ候
許ハ家督ニ而も治めきこと 内府公ニハ今現ニ無之候而
ハ此家を厚く頼入の存入ならずとの事ニは候ハしと
おもしは此説の出所ハ是のことを出來しけ 御心得にも動無
ありし大納言殿ハ能くれは御説之いうとも忠興ニ申さと
存して其方ハ越中守殿利長大きに同心いたし候て雖も歎父
利家へ遺説共候ハ其利家ハ忠興ハ實のにて何の
の主り之様ハ不能て公事ハ此者の病氣ハかく申候も御心得くるる

うらみそのうら相叶はすして元祖以来一この義なく大かた無に候て
不納に候て御前にて治部少輔加藤清正浅野幸長と申候
日頃よりも去る二月廿九日利家公御見舞の砌伏見に居住
幸長忠興も同しく罷出ての節治部少輔御見舞に成候
家康公は前田の中にて小西摂津守にて候とて利家公へ対
面治部少輔に存意を申含めて御相談候処に両人共
大名衆の屋敷へ御越候て御懇意にて一元来何ともなく
内々にて御相談候処此度の御事として存し
治部少輔利家公御母を頼み治部少御屋敷にて直ちに密談の由
且ハ三人の者立帰り雑談にて御屋敷にて此度の結構
秀頼公御出向ハ利家公並に御病中にても門内まで出迎
ある体にて此の御挨拶あらしむ元利家公も物語して治部少輔

御家康公小西御出向ハ治部少御屋敷へ御越候へハ御自身御出
候て御座無く是非三人之儀ハ別而念入ル御存知候
又候て御酒の内利家公の家老村井長門守を以て御懇意
を治部少輔腰物治部少にて御使にて利家公にも今夜
御会釈とも申入られ候とも私の宿所にての義にてハ無く候に成候よ
秀頼公御為を存し候ての儀にて治部少輔を退治し
此度御座候を治部少輔こそ謀叛の沙汰あるよしにて候へは
利家公の御屋敷にての御病中もなく明日にても退治可申
あまりに門前御見舞の中にて清正には先に参りて
物語の段々御挨拶も候て治部少輔利家公ハ自分の
屋敷にて立寄に存し候へは其の段大坂へ御請取候
一 三月九日伏見にて家康公大病につき小沢殿の家臣伴集院

一 右之者共入魂幸侃ニ付ての家中の儀ニ付忠恒思召
殺害也依之幸侃か家人不穏節ニ而庄内ニ籠る
家康公より伴使者を以忠恒へ被仰遣候ハ伊
集院か家来共ニ対し差急積りニ而相加勢
誅戮をかへらすと存候人数入用の事候ハヽ我等方加勢
可有付島津中務御中ニ被仰候の御返之伊集院
津家来とハ中務より契ヘ関東御勝手の方ニ候て
庄内にて殺害事之儀ニ付申し候て御自分
之雄争まて入く国元ニ而　家康公の御下知を以
論ニ付申之伊集院か家来共中合大垣
其身自分論ニ付の御勝手ニ候而大坂ヘ遣ハし
中村方へ被仰候忠恒より御礼を申遣薩州論ニ付被

相手致候段々之一言後　家康公よりハ細川忠興を以伴
て被仰候ハ前年の利家病中ニ忠興ニも家康へ無礼有之致
之儀ニ候へハ為遺恨ヲ利長の方より被仰申之間
相と申之別忠興ハ利長より被申候ハ利家の所存
被仰越の用ニ立不申ニ付三月十日　家康公より細川
申遣候大坂へ忠興より被相尋候の処のよし細川
幽斎を以被仰候へハ幽斎ハ以被仰候へハ幽斎御答
被申ニハ今度大坂にて御尋ニ付同前ニ而御返事
御返の儀ニ付候へハ家来ニ候へハ何事ニ付候
其外ニ利長の御事ハ家康公の御仰の儀ニ候
先ハ相手御出を相待不申候ハヽ前中務
ありへさらしありのゝ御事候之事相候由候

候し在り毎大坂ハ来の例なれハ御見山崎にて揚り場迄の掃
除なとして利家より諸事付られ古き家老と一揆かたきとて傍
に六人ありて候の者とおもへて侍七八人ならてハ召連ず
然るに付御供中何事てこ不審に存候御揚り場にて御利
件の古家老の中か盛を佐渡守と云ハ出て申しハ今日ハ日和も
よく候へしく御見物候て御事に足り御急きなく屋敷へ御渡
御用心もなきの儀とハ私の家来とも申付置き今晩の義ハ
御利家へおかく御休息被成候て諸事ハ御滞在被成
御返事には御座候よし申すに付利家の申ハ御誠被存候て利積利
此候て申しに御意のたへ申候て利家にハ是は指図の旨
此段ハしかと御存分に……の者の了は虎の皮
を敷てここにて在せられ御生涯是一不く候侍請諸申

家康公御父をもんさけましせたることく御式台の傍迄
の所御入被成候て御礼を諸事述御面会の節ハ家康公も其段
御心得を被致書院の脇まて中納言家も被成て追付く
御対談あり御料理の節ハ病気故ハ御膳を諸事利胤
とも其段御相伴にて家康公の御事ハ利家より御見舞
等御座ハ諸種にて御小性衆計者とも不見用に於て今度御供仕
の小性衆の儀ハ家康公も同座へ召されける西の小御者
よし是を見用諸事付ら急度被仰付御秘蔵に……之儀
奉存候御家康公も……石田三成へ申よし付候
の儀ハ家康公とも出て語らは利家の家来……
様子とおもへて御式台まて今日ハ御挨拶すへく存候て
御立越奉存候 仰し是とも御見舞中入への……と申せまて

御免候之

此度今時治部の依様ゟハ千歳不朽と見へ申候へ共
存知候まゝ御尋被成候ハヽ先左様に候へハ子細ハ無之候浅野
長政例ニ候て先侍の内閑窮之ハ便宜右京亮ニ申無ハ
の未聞ハ有之其外ハ小身にて何時ニても物哉被申候
其子ハ候しは拙者にも仕候由承候へ共出候ハ中々不申候の
申候まて御座候と仕候 此度も何も無之ハ其通被申候
付治部少輔へ入来の様子ニ見え候処ハ其上右の右京亮老後
ハ能々物語被申候 此度の儀ハ万事の後ハ右と仰付之
西ニ月の晦日ニ家康公ヘハ利家の二男と申合
被仰付候ニ付虎之助ハ入候て日比ハ心安く仰出シ被
被仰下候ニ付申ニ至候て扨又ハ入以後被仰付候ニ

西ニ候てハ織田三楽池田輝政福島正則細川
忠興浅野幸長黒田長政加藤清正藤堂高虎
有馬法印金森法印山岡道阿弥堀尾信濃新庄
治部新庄直頼ハ何れの屋敷へ参会を延ひ候之間しく
此度ハ三成ニ加藤虎之助も不相語候ニ付之を候ハ夜ニ入
候て利家かの使をいたして使ニ参り候浅野幸長殿へ
参て使ニ申候ハ今日ハ御出被成候様ニと申候
うけて元ハ治部の無御座候ハ御留守ニ候ハ使ニ
申候ハ其上ニて屋敷へ申候ハ今日も其通ニ申無
候て利長殿を以御申入候て候ハ其外被仰候
御しまし候て此一段を被申候て御家の存之
家康公被仰候ハ先刻御使を以て申候へハ

以下寧馨以飛脚ニ而利ろゝ山乃み不届の事なく候由ハ
利長利常越中ニ而らのう一筆ヲ御聞ニ付其の御者ニハ不会其
候ハ御申聞ニ而其先ヲ以て申ハ被仰付候ニ御心得ハ候ハ可然由
うけて御聞え被申て御父ハ御意の御事ハ被仰付られ
被下ニ申し御上候て其御請使ニ浅野長政被申候
ハ利長も江戸の御ふ御申ニ而ハ片付候ハ御申
請取ニ被成し御分ニ御申御前ニ御対徳山嗣よ申候
御出ハ御座を当付御参之御身ニ而江戸中にて御相談
徳山と御入ニ而よからしきとの御事と被申候て　内府公
の御びゆへ御事へ御座なく候ハ江戸の事ハ御方御申候
御見舞の御為とあら候の上ハ四日ニ御参被申候かと被申事
ゆえふかく被成候ハ徳山もとくより御出ニ而候ニ同心ニ而

一
其後ニ之ニ而後御見舞御当御文を被遣候ニ利長利政より
其御父御別ニ而其しふあつかひの事も御座候ハ文ニ御座候之
慶長三十二日不の事を被成候　御見ハ御使御鉄の利
其ハ此様ハ家康公ハ井伊直政大谷ハ御使の人数を召て
人数の多を召し被成ての御内のふつの事ニ而御座候之
被申ハ大坂へ返し被下候ニ而御意ニ被成候との事
太閤とも二十一日の御見舞被仰付候御掛ハ利家の見
其御様も申上候事を被成候ハ小西摂津守ニ付其候
ニ而て四日ニ状とも申合候ニ付　輝元秀家
三人の大老衆の中浅野長政ハ其日利家へ
内府公江入候付御待ニ被成ての仍而御来の御事
中老衆の会ニ而来て前田三郎四郎ハ前田利政など入候

病氣とまかて不意の節とそ云捨られけれハ仕候へハ死せ
内府公の方へて容は存せて御行衛の御座敷を
移されけれハ三成とも家康をも討申へ付　内府公
少しも無礼なくして今利家公の御定之節ハ
内府と利家とハ内外絶親類の様子とぞ見えて候ひし三成
同役の中にも　内府ハ入魂の仕にて此ハ浮田中納言
三成中納言　秋元同役の四人の御身の前にて八年無事且まれ
立ふりしなハ能無の候ふしまして今宵夜を定め
内府の首あらまほしと青き候へかとして三成申そ
景勝ふ小西ときみ出来し大谷吉継の評義候候
もまし疑を以ての候へしハ不思議なる御用の是ね
三成ハ三成節無　内府を窺みも謀ねあらまほし矢

のあらへくちハ大乱に押寄せ　内府の御へ宗と了のか
向ふ亂に手をくれて出来て此上能こと候て其後ま
候ふにて二分してさ下部し上　先輝元と終に三成の西にハ上方
くの様相のそし候て増田長盛前田玄以法印　三成の首
向ひ只今諸人への都合秋元にハ一度同心ありて子細ハ今
宵夜をぞ居家へ押寄せ一戦に及ひなハ勝利を得ん事を
疑ふし　内府とおりしに就てハ三成が仕にあらんにも定
小西行長の出勝りふ就て私の所存をみひよと申されたる様
籍のことあらは我ゆかに会ひ候ハ必定にしと為にハ当時
外とりしと付て三成の西へも兎角と申候尤も大義なり
も右各々と同心の御子よきと付　石田小西が思ひ立もなく
成ての企あれども此事を申しの書物あそこ立てしかせハ人々の

中納言となし給ハん所存ニて既ニ時代ニ寄り申わけもなかりしに元
三大老五奉行の面々ハ臣秘を恐れ外様大名の小西宇喜多
なとも少しも心を寄る事もあらさる故ニ浅野弾正なと
二三人ニ過す
右讒言條々の御座敷の御役を仰付られ三月十五日移り
給ハん所存ニ徳川様の御中へ御渡候ニ付出向せられ御目
見ニて御座候故ニ徳川殿の座敷ニ居合給ひて大名衆ハ御殿ニして向
候処の御座敷へ参られ候ニ付当家の御前ニ御逢なされ御目見
御安堵ニて参り給ふ候家中の衆中ニて御逢候故中ニ召馬
併なから其一人ニ罷り候へハ追て御存知の様ニ御請仰せ候
成共其仕儀を承り御感ニて御座候にてハ御道
前々ニ大坂中ニ参て諸人御在法師尼ニ至るまて承り候へ

一 桃燒とて今に至り申候由御座候て信長公より給ハり候と之
一 同年閏三月三日加賀大納言利家卒去行年六十二歳
菜ニて有り
或説ニ前田利家ハ尾州荒子ニ住今前田縫殿と云ふ地
侍の四男ニて織田信長公の児小姓ニ召出され食禄二十石を
給り勤仕候処信長公の同朋十阿弥と申者と口論し打果し
候て依て勘気を蒙り浪人致し候処桶狭間の合戦に首を
取り高名仕候へハ信長公此由を聞召し勘気を許し加増百石を
給り其後段々ニ立身ニ致し能登国府中の城主と成候由
田合戦の功により秀吉公に随身致し候と之
一 三月四日大坂の後大名の中にて加藤清正同左馬助浅野幸長
福島正則池田輝政細川忠興黒田長政等

一
の面々中へ令を石田三成方へ使を立られけれハ我々儀ハ
大閤の命に依て朝鮮国へ討渡り在陣申所に就て軍
功を励し和朝の武威を異国に震ハし其上先々は在番之内度々
御感ありし就中去る年の冬大明の軍勢七十万にて渡海
き其寄り来れ蔚山の城を取囲む其時三升の城ハ樣々
に及ぶ処に在陣の者とも蔚山へ急ぎ後詰の者を救はん為船二十艘斗
に乗り急ぎ蔚山へ漕渡して大明勢数百艘の中へ船の中へ
乗入責て追散し且は蔚山の城へ入て清正に見
成て大明勢を追崩し其上既に黒田長政と渡
所よ蔚山の後詰として兵向ひ大敵を追崩したる
の働キハ諸人の知る所なり莫大の誉にて也福原
右馬介垣見和泉熊谷内蔵允石田か縁者なれハ上聞に達する此三人

の目付中へんと合せて之の趣を兼て申含め依て其責兵の
仕方を承り常々依ん不忠の御ことハ古今無之其上先年ハ
しかれとも急度申渡し候へハ大切の働の面々へ我々被為
一旦致之時に成る迄の其中ハ我々御鉄砲一通り所
之間の細を申上て朝鮮表に於て鉄
功立し面々ハ先年より御主君の御取も感状を頂戴し別其
働の次第を書記し是によりて書付を以て其書付之
を申渡候時ハ我々家来を今へ別して厚く御褒美を
うけし処に左様無之候ハ先年の返答にして我々式の面々
事とあるへき朝鮮征伐の儀のことくなるとも御用の
節よ参りてハ本多正信かに仕合の様ニ候へとも決定致すと
存し候ハん一人の言を以て仕申さんとするとの御内意にて候へ

安藝して使者を帰しぬ太閤の両より重ねて使者を指立
可参と有れは輝元一味のよしにて申越けるゆへと申すへきよ
様ニ致すへきよしおほせられの由それ之趣にて朝鮮征伐の義よ
於てハ名古屋にて大名各々の評議ニ定し候ニ付ゑ千一
人の乙族の様にいつまても御分別に極と定めし候ふの中納言
殿ニ陣ニ毎つきの様と宜く元年(?)ハ病氣ニ付候ニ付渡海の義ハ
朝鮮御用の事ニ極り甘日(?)理の候ニて有之一人の仕升乃
三ヶ蔵様の仰付有よ於てハ卿ふ於候は従秘し後略
の乙渡海御ふ承り候は元年(?)ニてもニ大名之人の存に
中福島事ハて仲之通ニ還候よも五て有るい之人の義を
黒田ニてニ入魂の由にて八其元ニ元一人を日向よりハ申入ヘ事
元太夫人の軍を陳散しのハいらん兎ニ候は元年元

右の後申とも去しのは仰も元を帰しぬ其れとも其上(?)
候よ爰ニ以ての由にて仕置を申付られしハ中事にて
其年の趣仰らるへし思案あられ急度安藝於於様へ之
此度の次第佐和山にて有しに大山伯耆ニ而仙台様中にて
中將ふの事を被侍之様元に記すまし遣し我ら付らの
注をなし候付有様人数を呼集め候に付てハ事の後
事を其ニ成候は有御談しいつまても御前の屋敷に居
第の様に三中事して三成方ハ大坂諸合の人数并にて何
事有さ様にてなりて有事ハ七人衆の屋敷へよ
於てハ惣の人数を呼集め高島ふて戦を遂 詰ふ
秋し其人今ニハ三成方へ西道筋の次第に池田しれこその
事ゟ後の所穏便なるよし候て大坂中への御移動被

しかる所に秀頼公の御家の侍に来陣洛中にいたりて
此者ハうん東浅野か嫡子幸長同しく伝ゑ加藤左馬助
入旅しなから御見舞と云懸て申けれハ七人の面々今夜ふ乗のいきよう
當所の家人伊賀守も是非不及思ひ果して八ツ乃前後之おれ後に
右程の行成に取りは殺すもとれハ人柱に仕り給ふれは
申付て三成に当て散り給ふ自身にも出立と調へ宇喜多秀
家に参り夜々上杉景勝の亭へ世を忍ひ給ひ退出も六ヶ月の
西喜にハさしも大忍の事あれハ光当に不審を存しけるや
何の御座もなしと申付三成に家康元申候の評儀は
及ひけれ共元来堺の小しかれハ一度ハ少けれハ伏見経理
右寺成宣ハ伏見に移て日々勤を申ける日比三成に
入魂にて不偏に力を尽くされ三大坂へ上る所に加勢の人数を集
[illegible]

にて急き罷出て申けるハ三成も今日こそ心安かるへき今夜の
出火嫌疑の儀を申述る様にて浅野長政の邸へ行と申知し
何か不思議に候ハゝ三成か宿所に付て義宣か申さる
中にハ秀頼中をあつからる宇喜多九ふ前田子細ハ七人の
面々今に有るに候ハゝ三成を討とするの儀實に已に放て八
深く隠密の儀に候のみ候けれと風情にあらさるハ入かた
かるへき候と申し一天下之主國屋敷に住居ともいふ
のたふさに三成ハ病氣と称し左右の者共に是を
當分の儀ハ小勢にて三成へ申付三成のたとも
かくしこの旨を申して義宣と同心して浮田中納言の
中将の屋敷へは越前守も来りて景勝秀家へ来合して
義宣ともに三人の相談に及ふ所に景勝か申されハ秘密に候

のんきに成てあれたりけるに一向に承知かへらす只ハ指南ありけりとや世之
広まりける御沙汰し被りて主無りけるハ弟子ある義之にとまるも
肉附云々にし合点ありまさる人ハ面々へ意見の弟子ハ指南
三方の若衆を取もさる事済の御儀にハ此度ハ之二付義
宣弟子にハ我等まて存寄て云えと申間敷とくハ今度我
御免の時ハ三成とも伏見へ参れ我にとてハ夫々にて自由に
有しかハ両人も尤との統もの儀事は先秀頼公并播州義
宣へ弟子にハ三成もと而同前に付てハ其元の此へ我并に而てハ
尾中出向にいたる我々も其方おも見んとての様にと申越にや
之義宣世而て弟子にハ左衛門佐に而へ大名衆を立にてハ
三成の在所より加々にて我此橋めして子細同前に候て
之ハ此義宣によりて也わりて立ての儀付有事而わりて見ん進り

の御沙汰ハ不及とにとて之但義宣の弁ひとして三成ハ女房并
上方へ義宣の家来に手安くて大坂を出て尾中何の子細
にわら自身の被参にまて伏見の屋敷へ急ぎ被参て義宣ハ
亦と向後の屋敷へは家来に対敵のとりて大坂騒動の次
第并御先ものに三成と同前に被成候儀なりとも委細之
申上られ上　家康公御返事にハ大名衆の儀と我とも此度
ひらに付申候ての儀をもてまつる所ハ踈忽の働きて在之し
にてハ此儀内々にて和談ありけれとも池田輝政并にハ
其外三成ひかへ城へ元来事済にの義付へまつる
存延餘わりにて文へ向あれに三成と当地へは同前に
ましハ無事に事とに沙汰かゝ当地と在所にとてハ何れと
も被仰付事にに江揆被と伏見之大名而三成伏見之

上意の旨ニ而入て本多佐渡守宮嶋の御屋形へ被参於近
小姓衆御乗物と見へ候得者ニ付座敷ニ而被申候ハ新く
御風呂ニ御座候故御意ニ而只今方御寝所へ被為入候
御成来出来兼申候と心得候ニ其御意ニ付る寝所ニ而国光御
免之上ニ被申候ニ付御無御坐ハ佐渡守被申候被申上
御へ手の儀も候て而被申候ハ御納戸衆ゟ被仰候ニ付置候んの
上ニ御座候処ニ貴人ハ夜中何も御承知と候而佐渡守
御情筋ニ而別家ニ罷て之御座元田佐渡守ニ事を被仰出候
右ニ三被申候ハ是ハ之儀と而やかく心得候故能と御
佐渡ハ佐渡守被申御四業をと被申候と存候よし能を私
のうちニ承り候而御座候と被申候上ハ御前へ之を被申上候と存候
右之趣ハ或時古老大坂陣度寺田某入道大坂に付寄来る

之人難候あり其由あつて夫ハ大和秘書ハ相伝の旨を
書置之今時ニ而代々の儀を書記申候書物の表紙を夜
佐渡守殿ゟ被申上候ハ其天下御用ニ付御座候ニ付へ分而大ニ
成を御助言被成候様と被申上候ても記し又或時ニハ今度
三成を何ものニて候由を世ニ相知ル之由被成候事ニてハ太七人乃
大名衆ニ参りの内附きてほりてあつひの被成候旨伝ひを
御許容被成候ものも書記し候と申候ハ右ニ申候と其手紙
知りし由太夫被成候度御申れ候旨と其書留候之

一 其者大坂七人衆の儀ハ佐竹義宣の介錯をと言ひ三成が大
坂を出ひ出伏見へ之遁れとしも儀をも此の事ともを延引致し
手渡しに候御念とも之名伏見ハ能々大坂より人数を呼
寄せ申の所屋敷よりれ籠り是非よ三成とおつ果すべきこころ

得と存候申也様御動静承度候へとも宰相池田輝政ニ而も
一所ニ候へとも御内縁の御座敷 使者を以て申候ハ私儀只今
在之御当地ハ不案内ニ御座候 左様ニハ無御座候へく御尤ニ付当分ハ御免
迄ニ存し候との口上之 家康公よりハ委細御内意被仰
知ニ無御座候ハゝ大坂の御近習ニ被仰付ニて後仔細申候を
被為成候ハゝ御同意被成候哉と 輝政申上候得者 輝政殿書ニ候ハ
八ヶ国ハ大坂表ハ安堵ニ成候由被仰下候ニ付乍恐之一統同列
中へ封し置候を乍恐申上付候而 内府公の御意として秘
君御父殺し申ましく候て子細も無之候ニ付 遂ニ当所之被遣候
為も御座候ても御申候ハ請合候而二心無之候へ共何とも致し候
以前ニ於て御尽し被成 遂ニハ輝政方御出被成候の其輝政ニも御申付
当分之日ハ御役目御座候ニ付 輝政方へ御頼し候

候由ニ付候ハ各別之御事ニ御座候得ハ輝政ニ只今之御当地ニ付
御書ニも輝政殿ヘ御返答 内府公ニ而も御披見被成候而ニ付ニ
大坂表ニても御無事ニ御当時御納得の御代ニ而も在之候ハゝ世上之御
静謐ニ候ハゝ秋ハ今の形勢をもて御無事ニ御座候ハゝ
御厚恩の御為ニ而も不過之ハ別而天下静謐の儀を
御願申候所ニ御尊顔之御自分も御の御動静ニ及候ハゝ見合候へ
三ハ御先の御取計ニも之三歳ニ成候者ニ而も誠対致しく
其子細ニ依て大坂表之返答致し当地へ御知らせ被下候ハゝ二心無御
之まても不致し候ハ其身の儀を何とも遂ニ不被成候
此ニ於て三歳をもて御尋ねとの儀ニ付当地の動静
より御様子を伺ひ候ても一度ニ御見届候儀をも無之
御感し御座候へ共何とも可致ニ於てハ存分の事ニ御座候

併しなから爰に於てそ故太閤の御遺言に仍て秀頼公の
御後見と相勤候に付ても御家の御為を存し若殿御成人を
念の趣も在之事ハ申上候へ共許容無之終ニハ己れ天下を望
中々の人を引せ我等を放し置候て秘事の一命を取立申ます
時分ニ於て先年飛騨守殿内蔵助殿の儀ニ付てハ左衛門尉殿
並ニ浅野弾正少弼殿家康を違背の者共ニ候へ共浅野の事ハ
中納言殿ハ浅野の事ニ於てハ又ハ秘事を遠ざけ候事ニ候
たとへハ上方の事ハ浅野弾正少弼人数を引連候ニ付歳を取
其事ニまかせ候の儀ニ候得共一類を遠ざけ申候ハヽ
一度の合戦ニ一家の旗本を以て見舞ニ同心致し候へハ
輝政等ニ向ひ候ハヽ何迄も相談の上御遺言の如く申
居ニ付て候ハヽ常々存寄ハ仰せ事ニ於ては之れ

候ましく存候得共浅野幸長を呼出し加藤清正福島正則両人并
存候して御遺言ニ候へハ今度秀頼公の御身大坂表
も要害ニ候ハヽ日本国中の侍共味方ニ参り候ハヽ其
急ニ仕候様ニ御座候ハヽ御味方ニ罷成候ニ付左衛門尉殿
も無之候、御加勢ニ御座候ハヽ御身を案し候て其儀ニ付候へ共
ハ家康公ハ人を悩し申事ニ候と見え申候時分ニ御座候
八内府公ハ御謀略を以て御座候儀を遂られ候事ニ付
極めて御遺言の趣を仰せ何迄も相談の儀を定め候
上ニ於て御遺言ニ付申談られ候之
三付代の儀を取紀し書物の表ニハ右の御奉行
まりの趣ニ付書調候以上ニ付徳永式部卿法印
の無りせと書付申之

一 三宅は中村式部少輔殿相楽五人同道にて向須の出合候
等にて御座候は今度の出入の儀ニ付大坂ニ於て浮田家来
衆と被申候同役瑞尾兵部ハ、諸事は、今度の出入の儀
ニ有之候て三人の中宿に付き事ニ御座候事済候へハ、
相談申候ても是ニ相勤ニ候、[illegible]先私共二人の儀
ハ其大名衆何れの家ニ於てもまた是にて候[illegible]
出入相済ひ候事と相[illegible]候へハ右の段付候事
は今度の儀ハ七人の者共に存候て浦戸相働き私の存念
とかく出入の事ニ[illegible]秘書相済扱ひ御座候て是ハ、
五人の者共[illegible]無之候相残り是も相勤ニ罷出候
は[illegible]当地へ入も候は存知も有之候
為と[illegible]申候のみ御座候て存候は当地の騒動に

一の義ニ付其上にも右秘書共先々の儀付ハ此度右も有之
仕合御座候三人共ニ存じ候中にも其後に違ひは候て兵部
儀ハ相済候事ニ而候得共何とも存候の儀付き私共
五人先年此方相済候と存候中に無之事済候の
中相済候ハ是は存候て其身の外事相済ニ候浦戸少儀と候
此度御請之の儀ニ付候て御座の処と七人ニ存候事ニ候
今度之は心得ニ而ハ済候ニ付相済事相済御座候
御尤に存候得共の事ニ付ニ而五人相済候ニ付ニ而御座候
之ハ相済候儀ハ今度出入の義在之候浦戸相済候
のおやまり有之候て是共申候代々相済候と申上候事
少も仕合申候其の儀ニは候七人の面と私の手柄と
此方共存候の儀御座候て出られ候てハ不儀の儀

重も右之節御老中ハ治部少輔ハ向備七人衆のたぶらかし
小村秀頼公の為を申立候得ハいかにも治部少輔七人の書残り
我ら儀も無ひ成る義之相立よハ此為に候て書添へ申候
謀叛との仰付有之今日ハ七人の面々へ義しこ存候わか存候
誠に以ての外に遠慮なく存候云々ども岩起伝悲乃
住る衆中にハ是にて上元の意の儀ハ中しお和らか申さしき
了承之候得ハ江戸の儀も雑井ここ治部少輔太閤表退去の義
七人の面々へ指つかハし候ふ成ニさへ相の御膝元へ掟さ此度
拖この形しうる要害とて大坂表を丑ひ出立高槻へ近く
のかりけるの御用に今とこにてハ只今ここの無なる重
さ織役ハ成候へとも抑すて取なの為治部少輔へ
家康公江関東へ被相越候様ニも存候へ共　御相談

てハ安人同心申て三成方へ可申越候へ今度の生大の儀ハ書
詰り之元来言上御世上之儀細も候とて公又今日相の義
是儀も彼方伝へ申さし候てハ此節者の御時代世上相輝
なかりして三成のはからひにより候へハ利を取こ
西ケ先へ今度ハ佐和山へ可相越たち候其後ことく隠
居なり候様ニ致しその形にてハ万端前尾に相伝候
こなしは長束大蔵なと談じてハ内府と御中を御入候
大老衆へも治部少輔へ相付ケ付候ハ安人元来委細
承知仕候て細かくハ此家康中江内々をも承候へ元ハ治部
誤しを成々治部少輔有り酒井河内守ともに相聞え候て被相付
三人同心之三成党へ行向ひ内府公の御作の息只今
七人の衆中へ任常不当之儀に相憤り此召之の沙汰不存候

妻細と申人ハ中納言殿の人ハ三成か孫の右にて被仰はさに語て
ハ何の子細も　内府公の御為を思召にて在人御為忠義を
候ハ一通りに候ら今事を以中々三成の悪逆ハ頼んて三
人先に諫言候と
右三成ハ悪逆の上にて候ハ中納言殿へ毛利を頼
らせ　家康公か御佐和山城へ出陣の節も浮田秀家
上杉景勝小西行長右三人の面々と相談の上その外
所々付加勢の筋にて有り
一　夫より一通り三成ハ中村生駒両人を相語して申け
るハ此者　内府公の御為を思ひ佐和山の者を海の世話
日佐和山への城の悪を候　内府公へ注進を
ある家中ニ付両人へ向ひ参りて三成をかし八　家康

諸将ハ七人ニ承申の候ニ付此者稲方への悪逆の趣のよし八大
坂ハ御家にのまし候よしにてお縁への輝政と相談ハ一つ打
此処へ還当地中おの参にて右お柔もなし可為之見三成
佐和山へ御城の首取ハ見合と申こにて三河ちと一言々仰き
左れハ両人ハ諸将ハ此内の思ひにて相添て於て八秋元両人
候も三河ちと申候ハ右申仰御仲の可承り回向ニ付と諸事よし八其
後ハ七月拾元者のへ沢井ハの多ハ様拾秋種申ハ向三成
候間三月十二日の可事付かんと並ひニ付秀康公へ兵
両申定て家も付兵と数是ましくし延醍醐山科のあたに
知り三成か家来大山伯耆守あたなく
中老の士原多かしこより是ニて三成か
近りの者ニ付立り佐和山三成ハ関寺の辺にて到り

委細之趣ハ中納言殿ハ三成ニ頼ミ被仰ニ付テ誘引候得共
ハ何ノ事モ　内府公ノ御気色ニ背カレ候ハ直言ニ候ヘハ
候ハ一ニ右之趣ヲ申達ルニ依テ以テ
人ニ御使之
右三成ハ直言延引ニ而候ニ付中納言殿ハ酒井ヲ以
ラレ家康公ハ御所ヘ右ハ遣シ候ヲ浅田秀家
上杉景勝小西行長右三人ノ面ニ上杉ノ様子ノ和
睦ノ事ニ及ヒ候ニ付テ
一　其ヨリ一両日過テ三成ハ中村生駒両人ヲ招請シテ申付
ラハ此方　内府公ノ為ニハ御為ノ事ヲ御申上ト被申遣
日佐和山ハ居城ノ為ニ候ト申　内府公ハ其旨
アリ後ニ付両人ハ何ニ而モ遣シ申候ト　家康

此後ニハ七人ノ衆中ノ儀ニ付三成ヲ被討方ノ由風聞ノ由ハ大
坂ハ騒動ニ及ビ候ニ付テ三成ハ佐和山ノ輝政ト加藤ハ一つ所
ニ伏見ヘ退出也其中ニ三成ハ家康ノ御屋敷ヘ被参候三成
佐和山ノ城ノ事ハ又七ニ仰付テ三河守ト一緒ニ佐和
ヘハ両人ヲ差添テ城ノ事ハ相談シテ成就ス　三成両人
儀ニ三河守殿ハ家中ノ御内ノ者ハ同心ノ仕合ニ御座候而其
後ハ右ノ様之首尾ニ中村ノ者ハ様ニ被申付候右ノ趣ニ三成
儀ハ三月十二日ノ夜ヨリ伏見ヲ立ニ付秀康公ハ
両手ヲ以テ結城ヲ召シテ被遣　醍醐山科ノ辺ニ
到リ三成ノ家来高山越中大山伯耆等ニ居仕ナシ
中老衆ノ手ノ者ヲ士卒多ク召連送リ申テ三成ノ
道ノ者ヲ以テ佐和山ニ付三成ハ関寺ノ辺ニテ別レ申ト

討申とて秀康公へ申入候ハ此諍論の者ハ私家来たりて逐ニ
しても佐和山より三蔵人（合点）と申三蔵ハ罷越候得とも此論を申され
候ニ付度々御断申候処ニ秀康公御承引無之ニ付瀬田を
三蔵ハ其子細佐和山ニ御座候故三蔵ハ家来ハ大橋太伝右
衛門と云ものにて申遣候へ侍是非なと申遣候へハ三蔵
ニ付三蔵ハ瀬田の橋本の辺にて秀康公の御供之侍
請取候て申けれハ是ハ御免候へと承候ニ付此論之の
者ハ私家来之儀ニ追出ニ三蔵人（合点）と仰候ニ付
是ハ御請申候ハ私ニも申候ハ（ハ）秀康公へ申候ハ、是ニ而ハ佐
和山の切腹被仰付候間三蔵ハ罷帰り候ハゝ、此間
付ける儀六左衛門ハ敵ハ之の延引の候へ共申候とも
御手討ニ付三蔵申候ハ、其家来も御免被成候へハ申置候

不及ひ申候者ニ候間ニ及ひ候へ共申候ハ御屋形ニ御座候へ
私家来にて候所ニ其を承引候而見届候ハ私ハ則
向後男も止メ申候へハ私ハ是非御帰り被成候様ニと
申上候儀ハ申候へとも、延引の仕合の儀付者（合点）の所も三
成不申候ハの三成ハ是非帰申の節ハ私家来ハ是非論見
ニ付三の儀付秀康公之御前にて大屋左内助ニ申者と候
佐和山の城ニ罷候而ハ相待申候処ニ三蔵も是非相手を
可成候ハ佐和山を被返侍共（合点）より申付候ハ此城内（合点）に相
有之段被申付処ニ左内助ハ切腹ハの事共候方ニ而論と被
成候と申候者（合点）の外之段の者ニ而我か城内へ御同心之仕合次第
申付候事ハ我ハ此（合点）申付候、此度ハ是非御論候而御帰被成候ハ、其上者
の御相談ニ而三蔵ハ是非不申候ニ付左内助ニも是非城内三蔵

云ふて三成ハ武者座ニ出向ひたる所ニ書院ハ無之御座候よし
読見を残し之ニ於て自分刀を抜出したる所ハ向ひ候刀ハ
故太閤より拝領被下候秘蔵の品也先年家康ニ而もこれ見
も三河守殿の御所望ニ入候処各科ニ而差上候ハ秘蔵大慶
古今其上自出陣ニこたへ候太刀ハ今猶石田正宗と申て
御家の重宝と成りおるよし申之
太ニ三河守殿ハ三成刀ともに世ニ流布の記録ニハ
瀬田ニ於て其の事の様ニ書記し候元より誤りニて
秘事書記し候義ニ及ぶ子細ハ三河守殿御事天正十八
年以来結城を御名乗ニ而一度も御家の義ハ秀忠公の
御舎弟ニ而江戸中納言秀康の御舎弟ニ生し候付三
成なとと度々読見申さる所ハ人の儀ともに懐ニ家來

田の海ノ上ニ於て刀ふりてとく一の御礼として取
村主孫右衛門瀬田より佐和山御城の御座敷へ参りて
三成伏見より瀬田ニ而御対面ニ而御挨拶申上
ふ事ニ候ハ結城殿ニハ差上候事ニ候而の取持結城
殿の内一振三ハ太刀ニ而御付候家來共ニ明九
勝手ニ而龍之事付候而御供ニ而瀬田ニ於て差上
御刀ニ付て秘蔵の品と申上御使の者ニ家來古今
たる所も佐和山ニ而この刀を下されし候
其上御座之秘の付候儀也之由ニ而御家来
御返ハ　家康公御所の御前ニ而秘ハ
御身ニ而御前ニ而記候之
一　三成沢田京都の西ニ於て三成首取申達し候ハ　内府殿

一今程向後の御座所ニ居住あれは此事と云ける筆にも
付一切の万事通路人衆も向後ハ右集り申ニ付大伏見ニ於
大坂の諸役人の義ハ裁許日々ニ出候て大坂中ノ御城に
日夜小屋ひ隠宅ニ仕候てもうしく各年寄仕事ニ皆付ニ毎
秘密ニ候伏見へ交代の事ハ此城ニ参て右勤め之儀三日
これ無しニ大坂中が御為へ右給評席未済にて候も
内府公ハ中付清周末にに入て大坂へ入りて御城への御
中根の後も無残よ及ひ申事にし給ふ事ハ此城内のメり
も宜しく候　内府公伏見の御城ニ居住あれ御様よ
仕度候ニ在年行中一統第付ニ老中にも右とたし
よ様京儀ニ申ハ伏見の御城にさしも同前の候にて候
城内西丸へ　内府公移り給よハ当年の事也となり

四年行の中分浅野長政申候ハ大坂ニて秀頼様は当地
故利家様の御相談大納言殿被仰候へ共申候ハ　内府公ニは
只今ニ大坂ニ御座候も無之候何方ニ於ても御座地
も迚も秀頼御為の御繁栄ニ於て御後見之儀との候
ニ付伏見ニ御退候て御申無之処ニ　内府公仰候ハ我ら居
御座候と見えニは秀頼の義ハ右相談もの筋ニ也家康の私
御座所を移ゆ方の中御座所ニ在之家老の者衆の
居所ニ又も隔り遠くてもかやうなる候也と申ニ今程京
都よ言ハくる諸国代々ても相候ハ禁中守護の為
御手有し置も共ハ当地ニ居候て御警固の御法度ニ而段
自ら年行の間ニ一人ツヽ当代番城代をお恩ふ候より
御相その地を利家なとも事無申候今程

内府公にハ九月四日に在伏あられ候、先家中の老臣居残として八ニ
之候ニハ五大老の其旨ハ有しと存寄候之由ニ付秀頼
御身にハ 内府の御人数も有之紀州左衛門ともに御
なき候由にてハ伏見の城に在伏あられ候の節ニ御手て在り
の為に申付との候也 三中老と称 内府公向島の御
屋敷に御入合有之候役人ハ存の五奉行より御人ニ相と
国家御仕置ハ伏見の御城の御本丸にて御務りかたり候て御
うちにて御座候も先年の御ちなり在府の内諸事相とも
え且三中老伏見ニより向島の御屋敷ハ余りて諸事あれハ
家康公御係りハ秋本甲斐守ニ務り御係りも在京の利家
前田に候ての事ハ今又二三年なり在所ニ諸事御候
にて急も関ヶ原の役との後ニ閏三月十三日伏見の城にて御移

御務りとこ之
右之趣御申ニ示光事候之浅野長政に申に付候
職の事にも六実候書にて申之由に存り付て候義之
之時代の事と記しと書にハ黒田長政家康公を様
君への城へ御移りと存候御役義存中福島左衛門
三成も合せ三中老の奉行へ御奉行の西の丸へ合役
させ三大老ハ中年し御出に可之とハ一統之義にて
ハ大坂の城へ御入ハ秀頼関東へ御移りは不宜
より黒田長政へ申書にて是も彼家よ御得と
申く御見大名衆の面に三大老中へ申遣しの由ハ本書に候
三成七の西にも申と不 右の城への御と福島左衛門
高台院に依て仰せ候て居候高台院の日伏見の城

ニ移りかゝり出仕之上一印を有之候ハゝ此文言依て相考へ
何之届ケ候ハゝ御請取候様ニとて有之候ニ付此方へ申候処
御城入の儀於てハ三大老四奉行相談の上ニて申達し
候ニ付御沙汰之上ニて奉行の御秘密之上にて老人ハ御内々申上候所
之候得共右の趣三大老より三奉行中納言の判候
田秀家増尾等申入同心候 内府公伏見の御城へ移り候様ニ
候ところの儀ニ付てハ三日限ニ相心得可申候様ニ右方より
注進との事ニ候へ 内府公御城へ御移り之候先御加藤大名の
御奉書の儀ハ御西地より御留守居の面々安心之為ニ勤候ニ付
かくの様子の儀ニ付増尾傍人ニ於て一同使者遣へ申達
せしん上ハ其ハ大老衆の党而ニて是へ同心ニ罷在候細ハ一覧
御 内府公向嶋の御屋敷へ御移り被成向嶋御屋敷跡の

諸役人衆一人も残り候様退き諸門の志まり致し 内府公
の御家来中へ相渡して事済候て後ニ此日御城の御本丸
太閤様御座所ニて御安堵ハ右方代ま成りに付申候様も其儀
ニ御座 内府公御城へ移り候ハ日限相極り候ニ付而奉行衆
方へ御返答をハ延引ありて二三日も無之内ニ用意候へ相心得
ニの趣ハ其の儀ニ付十三日ニ御移りの儀ハ急て相心得候二三日
前ニ其意の方へ申入十三日ニ御移り之儀と御案内之候へとも
其当日ニなり諸門の警固と申付使番衆方々手分け番人数
相渡し事済候ニ付大名衆の儀と御家の御動候処
ニ相勤候之右の御手を以て御やしき堀尾吉晴を使
ニ吾院ニ遣しハ書記し候ニ取り事ニなり

落穂集　第八

一 家康公伏見御城へ被移候て向嶋の御屋敷に被成御座候
ニハ頃日御咸(?)光も候由ニ付ても細川忠興ハ豊
後の杵築并六万石之場所居合ニ而城付六万石之所領有之を
重而被仰付被下置候故ニ御用意被下以大名ニ被
為成候の由と申候其所の儀とは申なから何様の事も無之候
也諸従等出入等の事捨て置かれ候事ニ而候
揚ケ候て試許ニて御出也中ニも薬師仲ヶ間茶料
の儀なく候ニ付年内御用ニ付家康公御守衛を被成
申上候九鬼大隅守を稲葉方へ被仰付候
裁許させ候大隅守ニ付申候様ニ不成候

然ハこゝろを中出る儀も不成を主帳ニ依て関ヶ原
一戦の節石田方へ一味致し候ところに加藤清正黒田
長政浅野幸長を始め七人同心ニ御旗本ハ勿論大納鮮
表ニ於て忠宝人へ大ニ一戦を及ひ軍功を抽励候ニ依之
条々ん御目付七人の内福島垣見熊谷太田宗川五人の悪
中ニ今も行を申の起兼略ニ不依ニ先二名八御出申
言ニ依て不審ニ存し候所の所後候追ニ悉ク合申出先ニ
御病氣附然ニ而候後朝鮮征伐一中之の儀ニ於てハ外の
在行中ハ様ひなく石田一人の所存ニ而之ニ付て我ニ於
不如乱ニ成るとと為候へ共し侍従の上又人の在
此ゟとまし于於てハ相当の御仕置不しと存候付被下度
存ニ至乃ひニ成る可中きも然とも御許容不残剰へ上ふ

礼の無之義ニ及ひ候ニ付其毎々より被くし主殿ニ而ニ旨不案内
法仕候ニ就き儀を三成并ニ大坂を近江高地へ引きより
内府之の御分拙者ゟ佐和山ニ蟄居仕り於其地ニ三成
候ハ拙者よ不届候ニ付山岳を以て御所存ひしとの義
在り候し 家康公ハ元之の御上之飛驒御若輩之云
言上之の通ニし御内談を之これ去夫の儀申付朝鮮国討
山の儀を大綱の大軍を以て攻取候ニ付加藤清正幸長ハ於存小西
の藤加藤清正黒田長政五人ハ其大の働きもし候儀を福島之旅
五人目付中ニ候を今も建略なる行を此の文言置ニ同役毛利
民部竹中伴熊谷五人ハ同心之而ニ付書面を以て秋ハ候御
判不残相済秋ニ之ニ五人へ言ハ右状をしん申上ゟ付垣
見熊谷太田宗川四人ハ之ニ而編之被り候ハ其事ニ存候へ

まして別ニ福島ハ稀にして政ひ近きに伏の文言を副し出陣之先
衆に安人ハ乃ふ是しと思ひて其外の儀も七人ハ其後の上
使者を遣して書を遣し出さる神文の前書にハ書のせんと云達
判への誓紙福島来る中に付き毛利安芸も加判いたし候て
同意たりとも　家康公ハ常々七人の面々へ付従候
浅野にハ東来の旗本にて家老の不残人ハほかの事にて大に論の
是其の列者の中へ呼出してせんさく候て
其上ハ猪のハ右脇にて面と見て寄て扱細成り
之してそいつまでものかに世を乱し海治にて辺を寄して討ち
御中を以て出たるを見し　内府ハ江戸より御下して
家康公よりハ度々佐々に此呼出し其を見えしハ毛利氏
乃小浦にん安きと何ハかゝ村の出張にて当時出仕

其付而虎之助殿ハ私ニ年若にて秀吉公の悟り帰り
の儀ニ思ひ細川忠三郎の城主石田三成を頼み付
手に出て大分拠の事を有之長々と
私儀とも三成が之付而の事ハ残りて内心を見て六三成ガ方、
此者も鍛錬後に気を働し申ての後三成か無後の
無を絶し此方座ゟ我ハ人ハ深く沈みて在れば其の後に付る
虎も毛利の他ハ在城のて太閤を守述へハ三成
当てて虎ハ中ハ以為七人ハ大名申し我も仲々無の三人の
其の出入し我ハ其儀ゆゑに在り近き内に　内府公此儀
許あり又ハ御方不能て八来ても参りし併席ハ甚
呼出をうけて居る在れ在ん何ハ在との訳ハ出た言
付しを定して参る事にも此も出御を以てすぎ不入

儀にも有之候て日比入魂の衆とも阿また是有之候
あらハ　内府公の御事の様を承り度思召候御内意の
秘事を先公の事とも思ひて太閤の御遺言にも背き候事を存候
鮮ハ三成年来日頃の御恨共の有之義を恐て当座の日記を
去年ゟ一円に被成間敷候　内府公ハ深く御遠慮の段ハ勿論
なれとも一旦ハ申上候てこそ日記を元として三成ハ誓紙
にても別段の事に　家康公ハ深く御賢慮有て像と云所
にては景勝誅伐之上にて後藤御吟味あつて　御書付を以て白
状を被成太閤の御代に於て三奉行に有て御成敗有へき
御武の事とも何れも御付置候様被成候へハ列座の衆七
人の内何れも存念を申達候て内一書を以人の内一人ハ
病気に付出陣延引して毛利民部一人罷出一旦ハ福島と相談

五人出陣之時後藤院五人の面々に向ひ朝鮮陣中
蔚山表にて浅野幸長加藤清正黒田長政の衆戦
切の儀を申分の旨を快く存し兼候ふ御内意ハ先公の御恨黄
金を以候へハ右の衆三人と被仰七人一列して強而申候
に付今ハ存念を申述候へハ其の儀之儀ハ是ニ於て皆様御恨
毛利件の事に付ふれ付と御判を以段々申候の儀に付
仲間の者申合候て先達て御目付として世上に沙汰ハ当座の御用
に罷出候ふ五人の面々ハ承知之の段に候て付民部
加藤左衛門ハ向ひて申候ハ太閤御遺状の趣に付秘の五人の内一人の面々
へ対し御内々申候て有無に不及御沙汰の趣ハ相違無之
之先福原右馬助承候と申候文之内に付而者
右儀を判形を以て被申候ハ其外に相違無之と申候

も無御座候由七人一同の御挨拶被仰通し候處此外
二而浄土宗五人の方へ向ひ御尋之法華の方より申候云ハ
無之候得共浄土の宗意書付七人相続をし吟味をとるを
評議一決の上ニ於て云と候ハ肝要の由呈
目ニ有之候ニ付浄土衆之云ふ当人の心ニ不得分別なと
言論之有り候ニ付其の筆論の為　内府公近ニ審ニ答御役者
候てに無之の事に候御中完了而一旦して有之候ニ付福泉に旅
五人の面々一宗の意ハ不足ニ及候ニ付　家康公ニハ加茂を
以之法花評席相立候処浄土宗も有之御中立候間
付候の面々立会の席ニ五人の面々を呼出し前條御申
渡され候ハ御禅の宗海ニ依て違ふ不論なる様いたし
可被御海論之様ニ被致候の読而同じ筆名識印の浄土と委細ニハ

関ヶ原役之節と申ハ天下の御大事ニ而御機嫌ニ被仰付候
ハ宗門御見合之事も候処給候国御領の御法ニ被為仰候の
宗門御尋料ニ而候の上ハ先之の代ニ至り而も御見合度
御住並ニ在之候ニ被仰付候ニ付当時の御老の衆の御代ニ而見合候
付候事共相立　内府公の御父と見え其名の御記ニ被為仰
段々申候ニ被仰付之の儀ニ而事済之上ニ而事御裁許之様
家康公御代ニ而御威光ニ而今の信し候人ハ必申候様仕候也
大王への儀ハとにかく御代の事を相記し此書面ニハ異儀
無之候ハハ其後ハ事御裁許の判ニ福泉ニ人ハ其後府
内の御地ニ於て段々被仰付而御同人の儀ハ御地ニ而
猶又遠寒ニ被仰付候ても依而被成候ニ付御人ニハ五
人一同ニ段々被仰付福泉ニ申候然ニ三人ハ仮初ニ

又續く同月福島ハ大垣迄帰陣被致候佐和山の城中
小西并垣見に然る後ハ三成ハ播州にて佐和山の城を
急き出し垂井迄来て秋　家康公会津征伐の留
守に乗り三成大坂に於て勝りを取り十一日家康公秀頼公
御来迄差出福島と共に濃州大垣の城代に付垣見に
然る上ハ同所伊勢兼て勢を抑へ之へ大し家康公可被思
の則右両為留ハ籠城居申候て秀頼公ハ御手に
申付候と有之に付事書送来付目成る事に候へ共是非
御拝の儀に付〆植田亀山并又中川修理大夫法度ありて候へ
同志尾の城より勢を出し右田治部を攻囲ことさこへ候て
垣見ん籠城ニ在城帰年の城然る上ニ丹波安波の城
又家人の家来に桶田亀山を相固めにて中津の城より私

向ひ夫々城攻に取掛り候処ニ垣見ハ右田を然る後ニて
八島ハ是迄に無之てハ不叶と存ハ相違なくあらしとの所に
次に福島一人ハ佐和山を落城させハ手紀しハ相叶て
付り右田ハ是迄に被付て落城させて大坂の
居候ハ不叶と内居に攻寄せ二人ハ佐和山ハ落城右
八九割ハ下々にて安んし答候ニ人の中にも平川ハ取立
諸事ハ落城ハ則国真別ニ存ハ落城にて是治部少輔有之に人多く
当城ハ小野寺の七月五人の者に秀頼公へ御味方
の人数の内ハ大人ハ申付候へ共此年の則水攻如く
候へ共人数有し此度ハ籠城の先に佐之関ケ原一戦の節ハ肥
後表て乃至之如く是非佐にハ関ケ原迄一戦の儀ハ細
其後八千ニ余りて関東方へ情利ニて落城之由是ハ西国

節之ハ関白ニ仕而付清正ハそのひさしき熊城ニ在て居たとも
之ニ仕て諸家臣従輩と共濃州岐阜の城を攻落さまたこの
郡黒田如水より告ケ知せ給ひ是ニ付而是ニ従ひ当番の侍
ともと大きに安堵致し其後ハ篠籠城の事さして其外他家
向の人数ハ二三成ニ味方致ハ悉く彼是黒田家の手段も有て
問来の一大事も有しとて石田方へ御利害のさの風説有之も
承り候へとも能て八帳ひ置ニて破却城ともに篭城の支
とも其ハ中より者とも来れ其とし知て籠り居たり

一 家康公伏見の城ハ先程より毛利輝元を始め之
大名の面々御味方として大坂に篭り居諸家に浪人を御遣し相加へて
御上方の御為を被申とも存して秀頼公御浪人を
御対面の通りハ大坂ハ御味方の御役にも得ニ無程す

思召しかれとも其後そて浪人共に寄付候様大坂へ下向と御座候付々
被仰上候得ともさ様の事の父子との伏見にて其の名を知り
依頼ちこ候しいとも諸事に浪人共にて他にて若さ候付而大坂
御上て後に桐市正も大坂ニ在て御為を可申と難儀仕り相成
久しく秀頼公浪人の御対面も無之為ニ付まゝ御世ニハ何とも
之沙汰とも申さは浪人共安堵のよしも無之とて是迄
きゝ候は御為ニ存し沙汰不及御為ニ付而ハ先年の事
承方ニ御為と存候共も手後に於て　家康公ニハ
関東ニ有之諸事無之様致し大坂方の人々ともに付数度
よも候ひ候の人数の御沙汰にまて候ひ先年中ニ付浪人共の
寸白のもの共に御伝ふる之ニ付ての事とも候ハ早々相
も従くし而今まて先々の世ともまゝしく成りて必の手
候

正宗ハ二宗の重宝を殿の先ニ石田か後ニまきの作まて之ハ
とあり候をも今に所望ニ付行徳ニて大坂ニ而候之

一 四月十八日太閤秀吉公の廟社ハ豊国大明神と
社号を　勅許ありしに付慶長九年八月遷宮の祭式ありて秀
頼公よりハ福嶋左衛門大夫小の諸大名ハ古来絶候事と名代
にして社参之此日　家康公も豊国へ御参詣被仰付
御年納物之儀等及中来に此社家ハ社領を一貫ニ悪き
被仰成下まて其上照高院殿御守成天台宗の論儀を
御在京之儀仕ル人々御参詣被成にてありけり
大明国社号の義秀吉公在世の時へ新八幡と号せん
とて社号を源氏ニ仰せられ御除方細有しもあらし所
勅許無御座候の一説ありしもあらし之

一 一説ニ　家康公ハ伏見在番の其内の事ニ人御用承
りしに付て所望候増田右衛門尉大坂より申上るに付其内中
西へと御申候朝鮮征伐ニ付　秀吉公御渡海被成て在陣御相
談之而此義太閤御在世ニも御くまて之此上度々御尋も有之
てハかねて御付置之元今の秀頼公御幼年の儀成れとも
御付ニて候得とも其せつ伏見の事共ニ而御機嫌と存被成候て
石田三成も中納言ニも相談りありしも浅野弾正の
儀を御申渡之二所朝鮮事候を被成候而浅野殿ハ
其外中にも休息ニ被下候此の御申渡候是ハ輝元秀家
其外朝鮮在陣中之名古屋ニ被為御出ニ付只今まて
到り大坂ニ被為御入候在京の儀ニハ其之人々も見知り
諸大名のことく被下候置ニ而候ハ是と云ふニ付被仰中

其後の上杉景勝の一揆ありと注進ありけれハ大将ニ可致
中五人の内三人ハ御隠居にて休息ありけれハ輝元秀家ハ
済ニ付堅田大坂ニ居て大老中ハ中老と処ニ御蔵入に而
中ハ当何れ御奉行の事を有しハ御蔵入に付当
地ニ於て御仕置等ハ有之事ニ候 内府公者
中ハ大老の内より其外秀秋御蔵入下ニ定よの
様付ニ而伏見ニ注進在之ニ御蔵入大名にて大閤ハ
在世の間例ニ而其大老中ニ相定候事ニ而秀秋
ハ御蔵入ニ付浮田秀家の儀も御存之ニ付
ニ而大坂奉行中ハ御仕置之儀ハ上杉景勝
奉行中へ被仰付秀秋大老ニ而会津へ相向
の間ハ御蔵入にて一先ニ当地ニ而在之

所地迄可罷出候 内府公ハ御出馬被遊一揆可被
候ニ付而ハ御隠居御父子の仕置をも申付られ仕置
ニ可被仰付利長ニ而元之大納言殿御相談ニ而
ニ付仕置ニ同名御奉行中ニ御蔵入重ニ候其趣
ニ付奉行中へ相違無之の所 内府公へ相達し候
て其上相違無之ハ心得ニ而一先大坂ニ而可被
被仰付候ニ付伏見へ奉行中へ注進 家康公ニハ
御内証を以而毎へ秀秋ニ相定候得共家老
被下ニ付而も伏見ニ而相済後ニ出勤の由
被仰付秀秋ニ御蔵入の儀ニ付奉行中ハ大老
然処ニ而や三成中老中三人の衆ニ御隠居ニ而奉行中ニ而
大老御隠居の筈ニ而一先 内府公大坂ハ下向の由ニ而

右御法会ニ付て御修補のため遷宮と定之八月朔日の比
家康公より使者金地院へ申遣して御年寄中より当
主方伝奏中へも相談ありける所に右年ハ凶の年しかる故
延引に付去冬御伝奏より上京して延引の事在之付 家康公
ニ延引被成候而これより外来十二月迄御用ありて 勅定ニ付 上意ありて
御青内は林大学頭へ申付てまた遷宮の事申しまかと 上意ありて
の鐘ハ清韓長老にて見せ候処ニ相叶ひ候らへく御撰鐘銘是之
十五日八幡ハ清水寺迄被参候ニ付子細有之候ニ八月
十五日の義八幡孔目より被仰付候て清韓長老の海元より家康公
の御意にも御延引被仰付て十六日御年寄衆より被申候て大坂
片桐市正ハ御呼出せられ 其御使ハ秋中被下候
大坂へ下り秀頼公の御母公へ申上候ニ付其後罷候て

御同意と被存処ニ病気由ハ何とも偽せ被成ニ致して八幡
初より悦ハ未九月初迄ニ出来候得共御祝儀を被遊候へ下向
候ハ右之一と有之に付て是非遷宮被成候て八市正二右之ニ皆
ニ被為市正て 御奉行衆より二日まて申上候由を申越候 其方ニ付て
右同浦市申居屋敷出来候て右之儀二日迄遷宮申ハ被遊候
思召の由に而右様に相成り候ニ付きの仕置ニ付右衛門中大坂御
内田屋敷の修理破損掃除等申付候処ニ付其上ハ而かくて
家康公ニハ九月七日御城より出させられ淀川より御入城ニ相
の中ノ刻より御入ニ而御再ニ御談鐘ハ此文ハ御定在ニ付御
右之上ニ大坂の大名小名何も来て御見舞ニ付其方ヘ可被参
の由申されしにも入り合て其上ハ増田長盛も来たり
其人々も参候て御意ニ而御座候而被申候 其人御免

の後より伴を致榊原康政本多忠勝ニては本多佐渡守へ
と相談有て御側近く召寄せ申されしは今度の世中にては
八分ハ利も有之淺野長政同様有之候後九日大坂城
に於て大方勢を率し候処兵ハ御仕置被仰付候にて
へ此の儀之旨ヲ以て此處へ御付可被下候段佐渡守
相申されし處ニ公御対面之上對し給仕の段委事と
この段申上　相談ニ及ひ　存知之處存之事也
然る所先達而御出仕之御方御申之處ニ御付を
其上ニ而三成ニ属候者共之人数を
出勢御座候処ニ而兵ハ是を御存知之趣
前々ハ御家来の者共ハ悉く御座候処ニ
も佐渡守申出され候儀御人数の義ハ其の儀之仕合

当座を以て申上候處家康公の御方へ委細の御注進を
以て仰合せ付候趣書付を以て申述へ度候所然ル所大坂を
御出陣之手引有之候時ハ伏見城へ秀頼公の御座所へ御出馬の
儀を申述べ候所秀頼公へも御譲り置き被成候丸の御出向ニて
御留守ハ三成が手の者共御在城之時節家康公今度大坂
表へ罷越候儀ニ付御介抱之儀無之候得共豊臣家の仕置御座候
申上候所御承知被成候大坂へ御越之御事候得共御城の儀ハ
一通り御相談之上ニ而御人数を以て仰付られ候
其上御手当之御事故家康公之御出陣と存じ　家康公ニハ
八日の御出陣ニ而御本陣へ御着被成候御家来大勢
御供ニ而御事之上御出馬被成候九日の御着陣
の御事而御出勢被成候所御本丸へ御移り御着到之節

本多榊原の二人ハ右の外ニ御譜代大名四人御使番衆五人
以上十二人ハ御代々御譜代ニ付様の門氏壹人ハ尤御代々衆ヲ以て附置
御相ニ候ニ付此之元ニ而此近習十人家康公式ニ而被
仰付候ニ御代々衆ニ而御一門之くミを在之ニ御代々ニ候ニ付御近付
増田長束両人ハ御近ニ出御挨拶申上其両人ハ御代ニ御代々ニ而在
と後ニ浅野弾正ハ少ニ而御出頭人ハ御座所ニ御伺ニ候
出候今朝ゟ元服御附ニ候ニ付元来出仕御節ニ在之ニ付達武家共へ
秋元言上ニ付被仰上候ニ上様御手元ニ家の御前ニ而ニ元ニ付ニ其茶井
伊井直政も見ん存之様ニ御使番衆人々ハ合召ニ見ニ付右之面人
の面々ハ右御用七人の者共ハ右此此御代ニ被付仰せと秀頼公の
同年正月ニ御相附御前ニて右之附酒井備後守殿ニ三人此合
日の儀ハ　内府様ハ不残被仰付て其ニ細々之段とも秋元

附居御挨拶ニ存ニ候ニ付　家康申ニ上ハ其後ハことくの御事之衆
ニ之大名七人の中ニ而ニ井伊本多榊原三人の者ハ秀頼公へ
御對顔の御座敷ニ障子一重ニ而御とまり之處ニ居て其ニ而ハ
らく御挨拶申ニ候ニ而後ニ御出立ニ而茶茶子ニ家の席下の前ニと
立ニ大言ハ御出大名衆にて何れ二付右つ之者共ニ而人ニ右御暮
中にて処酒井備後守と共ニ井伊殿ニ大名衆に迄ニ而武家の面々
ニ大行統ハ取こそとし其方より候の者共ニ見んせて御座候付
備後守取立申の上ハ出て御挨拶申と日々にて其衆へハ老中ニ御
見世の様子より其ニ同年冬ハ御出立之ニ御供申ニ在之ニ御議衆ヘ
御酒被下之ニ御座候御見ニ付在ニ家人ハ秀頼公の御出ニ付而
て秋ニ而御ニ付てこれに付石田三成大名衆へ居候ニ付石田重成ら
大名衆の内ニ人々ニ付在之候とも何事なく申ニ合て罷出勤

国立公文書館
National Archives of Japan

仕られ之　家康公薨にて八幡にて十日伏見へ御籠城への御使者越
伝申之へ九月十一日より遣安芸守二百の勢大坂を出立之所
伏見ハ少弟の陣にて被参候ニ付御代り被成候ニ付四千人
余の人数にて御留守被仰付候之処家康公増田右衛門
長束大蔵大輔ハ治部少輔ニ家利を以浅野長政を御誅
右三奉行も申付様子と殺害にて候ニ付浅野長政の浪人共の
人々よ依て我々も出雛にてハ右のわれに取ら候ハ悪しと存
申とれなと存る事を存じて申付候と存じ治部少へ立附申し元
右衛門有り候て世上の事さハしく被存候御内の御事を
申付先へ今度の義ハ其方とも相談申し候事ハ御相事に候元右京大夫
如斯申へ候御内のたしく存候ハ右候の存分ハ其向ハ
急度被成候ニ付申付候ハ一ツ存する所存無之候

等安人のもとより出さる事ハとも相違なき候ハ対して遅
言ふまてもなく候て存しぬハ安人の大老を奥へ入る貴に候
右とも申さるる様子の御前有者共ニ而も左のい實に存る事も
こそ申出候ハ上様御申上より候右京へ依而義宣大坂ハ
給候時分右家の郎等ニ而成大坂ハ十月二日右京ハ同限百
ニ大坂を立退き御迎へ被付之ニ付浅野長政増田長束へ
申出候ハ我等儀ハ各も御蔵ハ無之先代より世伴の家
大夫ニ浪代々の者共ニ付との御方御鮮を以て安芸
ニ申ひ右候ら其方ニ付申付に付右者の御事ハ存ると治居道
寒の此その存候ハ門に至る其所を存候ニ而此今の事ハ元
相の郎等を下向出候ニ付一日もとれ相来りハ一ツ元に付て
成りにて八月の御寄せ御覧ニ付一族も申付候

御役義たりとの其節り申付候ニ付江戸にて　内府公の御目前の
候ハ何事にても御気遣なき世捧大事ニ候（本多佐渡
守殿ハ西国筋にて御用あるまじく相心得候（人）其
頃諸大名ニ相ニ申付候　御家康公御供衆（？）
職しまし候とハ先んニより二千石被下候あるまじくと被下一段
そんなし事ハなく候ハ能々くれ候ニ付老中のたの御役
それの事に江戸表にて甲州（へ）の御役義ハ人に申付しよの御付
其後義も十月廿日大坂を出足して甲州（へ）通（？）寒中の節
より関東にてや
それ流浪也出羽守にて其後江戸出羽守武
功の者も有之候ニ付此方も老中にて付申者共の人々
けん御やとも付老中御用に付先年此方大坂（へ）

中来て御右之出羽守殿ハ申候ハ今度長政公御出陣の
候ハ　内府公ニも申上和睦被仰付候ての御事と申候へ共只今御法令
めでたき御事にて有之候ハ兼ねて御使番ニ被仰付候ニ付先年大宮
ひとハ　内府公の御事ハ家康卿御家臣衆の事に付尤も出陣公
とうとう落しまとも其の御奉公（ハ）を言上致候へ共右の所
候とてハ無之いずれも其事を承り候ひて此方も能々存候ニ候
其上ハ御申上（？）御出陣一統ニ其後御左様ニ候て申上候ハ此方
御出陣の後御老中衆にて御座中納言殿へ御供を有之その義
ニて甲府の町中ニ儀掃除被仰付　松平（？）ニ御所（へ）の御家に居
ニ申付之候先御供ニ誂之の御役世話と申候
其子之御文子共よりの御申こしにて大久保佐渡大輔相勤
御家ニ而御子細之御中にて其事の御達しと

不之由ニ付而御平均ニ付而一揆ハ　内府公之仰ニおもむき候ニ付而ハ此
万一東ニ而異変之有之ニ付而も家中ニ而毎ニ付而被申候之由ニ而後
長政ハ家康浅野弾正少弼ニ而此旨申遣候ニ付而
右之趣ハ其時代の紀伊守ニハ申遣候ニ付而秀頼公ニ而
蔵別之儀得心ニ而御座候由承候へとも浅野幸長ハ有楽
翌日十月隠居ハ浅野弾正少弼致出仕候へ共雑説故蟄居候
付而又太閤の遺言ニ相背候ニ付而被成候由申候

一　右之趣家康公増田長盛ニ付而は候故大坂之
西之丸左衛門之役者同前ニ候へ共石田治部少輔ニ
又遣之浅野弾正少弼之申候之通ニ候而被成候
浅野幸長ハ其方の治部少輔之事ニ而候ハゝ
右之秀頼公ニ付而ハ仲よく被成候ニ付太閤様之御遺言

一　被成候ニ付而御城をも被相渡候而其方ハ大坂
表御留守居ハ秀頼公大坂西の丸へ御移被成候
御奉行衆等被仰付候ニ付而ハいつれの事も安心候と被
存候へハ太閤様御遺言ニ背候事又ハ当春御請ノ御誓紙ニ
相違候而大坂西の丸へ被成候而秀頼公御幼少ニ候ニ付而大老中之
面々相談の上ハ今度之義被相違候而も御一分の存分か也
然ニ於而ハ奉行衆の御誓紙ニハ秀頼公の御ニ而当春の誓紙へ相
移り候事秀頼公御母人ハ則大坂西の丸へ御移被成候其
以ハ　内府公御入候而御才覚ニて候段之秀頼之御事も御取繕ニ
付候へハ今度之御遺言の御誓紙候とハ乍恐申上候事にて候
申候　依而不速大坂西の丸へ御移被成候之ニ付而御家中の
御城ニハ御留守秀頼公之御座所ハ其方之御家中ニ候ハゝ二十日ニ而

一文代ニ此代付大坂ニ於て八ツ之内田依中山日蓮宗ノ安人の屋敷
ト下山右之代付之内田中屋敷ニ於て大坂中大屋敷ニ之れ
此同大小屋を出来ニて修キ御那来之大坂大西丸内
御普請を致し候事なり
右ハ小西右京亮物領仕候處之右大坂西丸御普請修理の義
ニ付今時世上流布の沙汰の中九月九日重陽の為ニ御
對談之様子ニ候共ニ西丸ニ御籠り候儀ニて是と云ふ沙汰し
右ニ付家康七兼中合も　内府公の御機嫌直しと云れ
ふくろし西ノ丸ニ入との事之大廣間を造作申付ニ
天守の天守と御殿の屋敷ニ造り云ふ事也
云ふ者を実説といふ也
一右ハ実説ニ於て日蓮宗の僧徒仲ケ間ニ於てふしき成

の争論ニて　伏見の城へ下向有之ニ而ゆう御座候
御入ニ付大坂ニ於て仲ケ間人右之者ニ付伏見之御仕
申せ候儀ハ御を立て也ひ付御裁許之延引の処ニ西の丸
御移り被成候ニ付而御見物ニ參り候人大坂ニ於て御寛
数之様ニ度々有之西の丸ニ於て御裁許之儀御座候て
大仏供養の義ハ一宗の内ニ而 右之出座ニ仕候様御宗門ニ
仕候ニ於てハ宗門の法義ニ不成とも申候ニ付無の義ニ候
右之妙覚寺の義ハ御宗門ニ而御役ニ而納御祈禮の儀ニ候
ふ存候ニ付而御宗の御様子ニ而宗門ニ仕し有之候
と知り是ニ御を修し候て日蓮宗の身と日蓮の御
其外御之ニ而申候ニ付て其を得候ニ付候之
一右ハ大坂の儀ハ御中古日蓮宗伏見へ於て右方大坂日蓮宗の安人

一　治部少の儀并浅野長政甲府え逼塞の儀を被仰
これ御法にて取ひ扱らる、浅野殿ハ大きに中に謀叛の企に
中ハ加賀中納言利長及浅野氏企を以浅野長政同様にて
大坂ニ登りて中に付きん　内府公を殺害いたさせこの中にて
蝶斗の段露顕とて取のへに付長政の浅せんさくまでも
りて天下転有りて八御初代の御代世にお取動まで取の
乙候の此度ハこ能ども　内府公の思召にて死罪に被
召よふ方のたつまでとの申すとも猶浅野長政義ハ平帰り
此の地の割病気につき出会中にて不存て何にも御所えて八
云しこえ　内府公の此にあり候ども甲州へ蟄居
仕れと有しにて付今ハ利長公への見とも何とも又
今此取ひ逆の企て取ひ年内に申す所え在所を相ひ本

手に及ばれ候て八天下兼て此の時に治て御前の公頼り
まで猶以付大老にて其中に年寄候ハ大名の儀ハ大老衆を國主
也の義なきハ聞合せの事并取扱に大坂の屋敷に
等の年寄ら付て所持致さしく取扱ひに之を許し増田
長束は同見の儀付西の丸ハ主上の者に　家康公西ノ丸に
向ひ候は今年よ八小生様の儀付何え吹乃取ひ申合候
八公にして此の噂に付西ノ丸に住の所に加賀利長殿を兼て
申越て八何国にこ御法住せ候ハハ　例の法流まで
又も御存知致候の事とこ諸人ハ　家康公ハ此取
今年家の御虚説ゆえにて我事も存れまじく余人ハ
ともかくも利長公に逆意せられまじき子細ありて浅野とも世
風説類の事なり八虚実の段よく聞糺されべきと

偖夜モ深更ニ及ヒ諸士退出して後光秀窃ニ斎藤
利三を招き逆意の企を語りて云今度於て中国出陣之上は天下
を掌ニ握らんと思ふ汝ハいかゝ思ふや利三答て云御心中察し奉る
されハ利三を賴まるゝ上ハ何事か辞申へき能々御思案
ありて御謀叛の事ハ御止り候へし光秀聞て此上ハ
逆の事ハ思ひとゝまりかたし汝か心底を聞て安堵す
然ハ事を急かすハ世の風聞もあらんとて逆意の企を急
き給ふ光秀ハ信長ニ数年の恩を受なから此逆意を起し
給ふ事世に類ひなき悪逆なり利三ハ此事を諫め
申せしかとも光秀聞入ず終ニ此企に同意しけると也
来る六月朔日ニ出陣すへしと触られけれハ諸士
ハ思ひ思ひの支度をして相待ける

羅科ニ備へのため今度軍勢を催し向ふ事ハ上様の御
下知ニ依て也と披露して中国へ出馬の由を
触られけれハ諸士ハ其意を心得て用意をなしける
扨其日ハ亀山の城を出て老の坂を越へ桂川を渡り
本能寺へ押寄せ四方を取囲み鬨を揚て攻入けり
信長ハ此由を聞召し何者の仕業そと尋ね給へハ
惟任日向守か謀叛と申上る信長聞召し是非ニ及はすとて
弓を取て防き戦ひ給ひしか終ニ御自害ありける
中将信忠卿ハ二条の御所ニ籠り給ひしか是も
御自害有けり明智ハ其後京中を鎮め安土へ
赴き城を取り所々の国人を味方ニ招き
しかとも諸士之ニ従ハす羽柴筑前守秀吉ハ中国
より馳上り山崎ニ於て合戦ニ及ひ光秀敗北して
小栗栖にて討れけるとなん

差出置候由ニ而、是ハ其之外ニ井伊掃部頭ニ而細川越中守へ
候段ニ而能く遣候処、因幡守へ申遣候処ニ和われ
候ハ何ニ申て之候処ニ而其上ハ利長殿へ被成下候而其意へ
江対談被仰候ニ付而、其上而奥ニ致、段取扱之御書へ対
せられ候之候の由而蔵人へ被申候ニ付今度金沢表出陣
の儀ニ付て右今度之使ハ大小共ニ無之候ニ而
被成菓子酒等を被下候段被仰候之上ハ長岡
被為候を以不被申候ハ、長岡へ遣を以被越候而大坂江
被致候、右候段ニ而後大坂中押出して加賀へ陣ニ而相移
ニ付而其後大坂の後ハ其内ニ而加賀へ御出陣之内の
より利長殿直之因幡守の了簡ニ而候 越中守細川忠
興之儀ハ能登守より人魂とも名をくり小付候て被越

返遣の趣、実事ニ於ては、三言茂難被申候の義兵又虚説
にて候ハヽ、中々宛ニ此段ハ立ての一刻も早く被成候て御請
可申遣に付、利長ハ今更御免を利長殿のため御難儀と
申候筆者後の事にて家老横山山城守の名を以て
今度之儀、於てハ其方儀、拝領の難儀に存候を
取り次大坂より虚説にて候ニ付、被成下候ハヽ
委細申させ候ニ付、右の趣を同筆にて被差添付
山城守大坂へ持参いたし、御用に付、井伊直政と
参候と於て返事を以て申遣候ハ、同名ニ而何方へ罷成
候由、西国へ罷下り候ハ、家康公ニ而返事ニ而相成
井伊掃部頭江戸より罷出、御下向のため
候段ハ中々此儀に付、山城守に於て其虚実ハ利長の書札を見

出し候ハんとて井伊直政を以て披露申出けれは
りとて世話いたさるゝ所に位階おいてハ直政ハ御前にて三郎
兵衛付て此儀は内々承り及ひ候て前田肥前守にて候
行長こそまことに此儀は存知申間敷候利長か大閤様の
御遺言を守り候て大納言殿の遺言を背き候て御身を捨
たまひ候へは大ていの事にて候はゝ御ゆるし候へ利長
御前よりもくれくれ是非の企て及ひなき事と存候遺言を守り
押へ置きのところ候御前にて御心得候て此度を能く御心得候
去る頃より浅野弾正を召され前田肥前守に於て御尋候
我か家にて今ハ浅野弾正と申合せ候と承る
此の分にて候はゝ後々に至り利長謀叛の企てにて候
然て申候は芳春院を人質に出し大納言殿の遺言を守り申候

次第にて候後室より秀家の方へ使ひを以て申送る所の前を
以て浅野弾正に御入れ候て年寄衆申さるゝは加藤
主計頭清正肥前国へ下りて今に及ひ至りて今度の事も良
久しく秀家に方々の御詫ひを申し候へと其の後に至り
かくて家康公の御方へ申し入れ候へは世上の風説を御聞き候
し利長の逆心は御疑ひ候ましく候其の上余人を使
として申し遣はされ候ては謀逆の遺恨申すまじく候
も其の方より御内儀を御付候て御使者とハ申すまし
く候御家老衆へ御申し候へは此度の事は上様へ御断り
と申し閑にいたし候て利長も是非に及はす候
利長か家中の者書状の通りに肥前守利長方へ直政に対して
言上申されけれは大老より申し上け候如く直政か申しけれは

さて其後ハ此様子を家康公へ御相談之様子にて大納言の時
山城守申けるハ去年太閤様御逝去の前後まて近く居りし其の
御そばニ有し台徳公とも御懇意を御取被成き今にて御家
ひよハ為ひかへ置事に是右し此段を疑ひ御持被成て此様
百ヶ度の起請文を差上ケ本人質を出し同所人質の事に存候 御免
今度の儀は元利長卿年寄の人ことなりとは申し乍ら実ニ實の
所ハ江戸屋敷へ引越申様に被仰付候に付て其事ハたとへ如何
も無之御家中之様子を見て是非相成候へ共其御身ハ母儀
芳春院へ家老の内より人を差遣しく被成この段御頼申上一八
山城守申けるハ芳春院事ハ利長利政兄弟の為に付ひとへに候事
事にて此時の年来の心得ニハ及ひかたく候ことと大ハ其方申
遣し候事不存て八年しか列へ山城守利長に至り被申候

乃行まて山城守ハ津田を返し仕り其日大坂を立しと之たる山城守
津田を離ての後たり其上の追手大名の家を離れ家老職となお勤
仕而ての後キ手伝るへ其こ二年御城家中にて是御法仕之極
山城守ハ今日ハ家康公の御悦事ましく候ハハ利長
より八今年利政を始め家老の面々と相集内談をし然る候
光高利政ハ子息人の口よりも一天家老の面々一統に
同前にの心得と相違無有ましくて公方の為に付て利長
そのうち御随ひ母儀芳春院ヲ江戸え差置ましく其上母儀
是非也せらるへきに家康公へ使札を以て申上候
芳春院を将軍え渡し候儀 安房守を以て申上候
中自然ニ大坂にて利長人質の事に付此御法ハ也之
其後 家康公 増田長束両奉行へ被仰付て利長へ今度母儀

芳春院ト云ハ利長の母也是に依て江戸へ越けるハ秋葉と利長の
ちかし之知ル也ハ此書物とハ江戸へ差越し肥前守武州江戸に差置
然れとの段之者共聞候ところ仍テ是れハ当分先ニ申ハ公儀へ今
度の証人の儀ハ何方ニも無之事也ハ此方の為ニ申候て
又太閤様御代より之儀ハ對しての証人ニ差出候ハ権現様へ証人
の初りし事也し儀公儀へ別ニ御差出し候ハ輝元秀家
なとハ天下一統ニ御請候て数年ニて候ニ 家康ニハ
事ハ各別ニ御座候ハ一統ニ而誤なく右ニ当候ニ付候
ニ對シ逆心無之由の儀也 内府とて一段ニ候
こそ候得ハ其付證ニ而右ハ速ニ御地を割り与
の人質ヲ差出候ハ此世の乱逆を防く様ニ御座候の元
の証人ニ差出ハ大切の事ニ而是ニ而此書物の根本無之当の地ハ御定置

候ハ有ハ宜く候得共利根の所かハ天下に聞る事なるへし
申付られ候ところハ今度利長か江戸へ証人を差出し相済
候て御家の儀ニ子細候ハヽ右ニ前田の儀ニ付て
之元利長公の御為に候ハ是ニ同しく先年ハ先達て御申上置
母儀未だ何の儀も無き長男なれハ差出し候も御相談之成故
差出し候ハ必定ニ而候得共其後ハ只今ハ芳春院ニて八歳
光高ハ御幼少故ニ力有て押へ江戸へ差出し候右ハ又外天下
の騒動ニ及候ハ其意とも相かなひ候事ニ而候
是ニてハ前田家の儀家守も御異存あるまし
時 家康公も去来ハ此段御存知ニ而候得共
右の段ハ天下の政道ニ而候これにより来る利長
候ハ前田の家の儀ニても母儀芳春院を差出し

差下しけるに付て我々に對し實定の御異見なくしてハ其元に付
の事ニ而右押留め差下して申候得共御存知有之候得共候ニ也
立し右我々方へ利長方より状を差しこし無其理の段ニ候而
我々の了簡も候得とも申述候段其段ニ付候ハゞ西人へ候
しとらへ申上候ニ及ひ退出致候之ニ候　家康公より
利長の御書を以ての返答加州の当座を相渡候大坂の御用を
相伝鏝の遣ノ上毛達ニ而右致候以御書と御渡し被成ニ
付副使差添合決ハ相違なく候ハ利長御書を持参人被仰含候
利政ニ而御家老共を御遣わし　右様有之候処能々利政
大きに不興ニ被存候へ共此の節は致成間敷候段を申て
仰付候ニ就てハ右の旨芳春院殿と相談申ニ付其趣
申上候處御思案なくて叶ひ申候ニ付御返答芳

の事ハ芳春院殿と示合候共其のハ当家末代の
恥辱能申聞候而其家本に背き我々の事ニ
而候上は了簡行く候へ共前田利政に就てハ一向そこと
とかく申述候付利長利政ハ和睦して一行一二の是
非と申ことハ不申武士の事ニ而候　國郡の事ニ
御座候得共能ニ就て代々の處置其家の恩元を存ヘ候
ところ所望しハ致候事ニて候而も後家老共へ向ハ芳春院
殿の事我々相済候　内府公の御ひいき仕せ示給候
まゝ是ニ候而何ひ候ても右ニ而其の存知申候
て後ニかくも異見申候而当家ニ申誠付ハ利ハ加州当家居
候之先は西の丸へ参り芳春院殿は当家江戸へ罷越
差下し候ヘハ中納言方へ我等申談候つる所之

この飛脚にも又家康公ニ知らせ、家康公は兼て信長と気も無く
此ハ未来ニ至る世までも怪く蔵くは後の儀ハ此仕合せ今にも知らず
やがて信長と誰か二人の義を遺して知らず付る事なし
さらにく葬礼等の儀ともに付ても善き事なく未だ其の儀
中ヶ月も先に御当の後に至り候て相模の年の六月廿日
普請院殿と申すは同年六月二日ニ江戸に於て頓死なさるそう
右ハ遂世ニ流布の旧紀にも見ゆる所に元よりさだかならぬ遠
有しは秋の世の事は大方知れ相違の節には是非ともに左丹
太郎次郎左衛門の難儀あるべき節かくのごとく任せ候へなり
之ハ実に人は云ひ知れ候て大かた此一段に付ても
相違なる事のみ多くして是を知るべき事にあらず元来ニ
三書の儀を略して付け置き候なり

一 同年十二月ハ神比 家康公ハ信長の為めに仕ふ事成
秋ニ候ハ二三方より又御同心無ニ年の義にて武士を
始めより天下一統の事ハ國とも云ふ其事にて今日此二二分
の者ハ二三ヶ事なるべし是にて相応に其世
相議定の儀にて二の通にて出候よし
我ニハ小事の二三を以て云ふハ一の御振とて思われ候
とは云はれ候ハ [illegible]
ハ行ん安からぬ [illegible]
中々にも天下来る [illegible]
候ニハ [illegible]
さる [illegible]
其信田の [illegible]

並ニ其時のくしく大坂を囲ヘハ御加勢ニ織田有楽細川越中
守黒田法印金森法印古田法印山岡道阿弥宮部法
印等其外御家人ニハ井伊兵部少輔榊原康政酒井忠世同忠利
本多正信ハ御連の御役ニ引分かひ御供之一手ニ而八板倉藤堂
並ニ池田一党之其外の手勢川尻肥前守宗久ハ後をかため
羽黒之百目一匹の兎ハ御勘気被仰付ニ御国番人ニ而ハ御使をとむ
阿波蜂須賀を始其外の手勢ハ大ニ而へハ関東方ニ従ひ事を
其下大坂組之儀ハ不残天下を以目付取計事を致し候よ
八洋(?)ニ被仰付候之外の儀ニ付而も御定のとおりを
内府様ニ而も浅ク存候ニ付大坂中の衆相詰よし候
安楽の事ひとつかへ同年霜月八日慶長五年正月元
旦の事ニ　家康公ハ西丸ニ而出仕被為請秀頼公ハ御母淀殿ニ

一

羽前の加勢をとも仰述西丸ハ御福島ニ而居候ニ其後大坂の天
名小出久右衛門ハ本丸へ出仕の節ハ名古屋紙を以御礼ニ相済ニ付
秀頼公ハ御幼年の御事故諸役人ニ任せ其まゝ御手付
元和元年五月の御事ハ西丸の玄関まて参り候へ共なり候へハ此ニ
候之同月中旬ニ到り大坂の御城大名ニ而御老中衆御役人
其ニ而御返答ニ及ひその事ニ而御本丸の儀楽を御老中衆
御差図付ニ而右西丸別して御ともひ家康公の威勢ニ而万事
候と云々しかしなから

一

其後備前中納言秀家ハ宇喜多の浮田太郎左衛門肥後守
殿ニ而花房志摩守ハ人の申ニ主従の和談をなし候て子細ハ大
宮内寺沢様ニ而長束殿中ニ而たかひニ家来有し仕合病死致
其子又左衛門家督を継きしか其の外ニ此儀ハ文四年

二郎志郎朝鮮国ニ於テ所労出し病気ニて帰朝す秀家
自身かん病ありしか共終ニ其病甚しく相見へ候ニ付御帰
朝ありし所中々重病ニ候ゆへ有りしか旅中ニ而ハ重ク秀家
所中此間ハ出合所の加藤御口候ニ付宇喜多内ニ長船
紀伊守中ニ世悴みたる二郎志郎ハ新参中ニ而ハ甚者ニて人と
なり奸佞にして宇喜多家の分限ニ付御手の如くしてはゞかり
行要のるを言様して老家の処 秀家若年ありしを言せ而用ひて
伴のみにて紀伊守ニ成し家老職ニ申付て左京亮紀伊守ニ
すかに依て中村次郎兵衛と云し者の者を召出し仕
支配し候ニ其方ニ而世二万石を遣して万事万端の儀を
紀伊守次郎兵衛両人のみに申付有し故大臣人の家老
とも無ると役を掲して不承ニ付紀伊守ことに召位し次

御帰陣て紀伊守ニ急病を請て頓死同前ニ相果候と申人の有し
されハ紀伊守ニ乱心を妬ミ毒薬をあたへて殺しけるも伴の次郎
左京亮秀家ハそのやうなる事と云ハ其人の家老共ニ取りまかせ置故を
有し秀家公ハ虎ハ此乱に依て長船大臣人を遣して家臣新
父子以来の家老ニて浮田家の臣ニて是無ク共沙汰
仕る程の武功の者にて二郎志郎と同ク浮田左京亮に近年新
参の中村と云者に懸て無躰成りし次第の御陣の次ニ左京
御家の身を不敬しき侍共ニ有之紀伊守とも成
人ハ家臣の死を恨み何とも致方無之家老共其者
集りて国政を致し事付新田の所の家の者共
是非なく次郎兵衛ニ申付世を中人の家老共同ク
此今ニ至り侍にて候中村次郎兵衛の子二郎志郎

こゝにハ高砂御活を退り候所是へ上へ私事ままにて引く
謀戦と加様人のうち主君の中村方へ私事心得
浮田家方の家老一党ゟ謀人の仕ハ振方家老中なる
乃労とハ私共謀戦し何の儀にて於てハ存してハ浮田
より事おりて家老方中村方と家中二つにおれ申来大き成
出入となりん大谷刑部少輔家ゟ見秀家と入魂なるに依て
此義を悔に榊原康政ハ年寄の前浮田家出入の儀事
出と内府公常し取らなく人に於て候儀此ハ当時世に知たの時
代にあるしくハ浮世上藤堂佐渡守とハ此くの儀に申を
左し而今度浮田家騒動の儀子細ゟ於てハ定て
御意し毒との事に候事を御聞候て取中会候
家の出入の儀をこれ迄内にて事とおに取ヶ相なる

こゝにこれに康政聞て此儀如何なり世存志候と存する
より此事とゝにて八方ニて浮田家民此事とあつ当振方事とて
彼今度の出入内にて事済事第一公儀の御裁許に成
而てハ蒲生家の先縁柳も在し家とは浮田家此事にお陰
おいての事とゝ八重之事先達とも出んなにニ康政中にて大谷ハ
秀家ハ取三言とて隠居様し之ハ秀家大きに当惑之体
様子ハ何とて榊原をお頼あるの内に当座事済にて榊原を取
入候ふうなる事に候よし大谷と榊原とに本家て内済被申候
丸捌ひ後一天事済むに付ての元文録の時代とも榊原代り
ここにて平岩主計頭ゟ何事にても康政当職にて大番
家の世話とてそち遅留して御入或ハ役法の何かの面に仰事を
執れハ主君に於て家康公仰にハ榊原式部候役職の勤

さる事なれハ未だ思慮し遅々致し大谷と申合せ浮田家
の役勤よりそもしの元一ヶ条にて其身にて柳原本ハ何ゆゑ在りて候へ
とて黎来華に於てハ言ふべきもあらず云ひ候ふとき其他の大谷
め大名氏家老世話とやらきこ號もよし等ゆゑ本論へにこそ致せ
とて有之候ふ意と記し名を申と成る申に康政之入魂の由にて
なくしに付聚楽は当陣に候ふを云ふ夜前に我の候の多く候へ
説中さらし京中二三小身の者とも及びけるに付康政大きに遅く弐
致候ておだ度を調へてそ見る所定より大坂をお出し引大谷
方なり所の重役を談じ付て大谷方へ申遣し候ひしてさ伊勢守を
合はせ右之儀隠便なるやう申す言ひ候へハ委細に承知
其に付大谷人其もとゆゑ敵隠田方ハ内府乞ひ殊に始終の
儀を雑談致し徳川家に於て柳原方より申し上の志ハ年来の

志も有之候よ 内府は浪人の身分にて及ぶべき者の儀
よりも当りの事とも偏に我ら相対すべき儀に候ふよりハ今日より
以後は在田氏出世ハ次第に於て入念につまりてなく候と存し候
内府に言ひ置きし事へ又其元の仰せに従ひ候て柳原本ハ内府
の家人の事にハ内府の心次第に任せ候ひ其元の儀は勝手
の儀にて候へハ何とぞ内々にて其御存知に候ふ様にと秀家
分の為よりも外聞もあるに其身第一之儀の肝要に候と存し候
とて大谷を御申し上げて浮田家臣老夫へ柳原儀
に向け越しよりハ物ひの思ひ切らるべく候ふ由仰せられ小河や竜
中村にて弟を浮田家老の役に秀家の中村家
同意を以て其の儀申達し候と申して当家の事にて
とかくに存して居る其上にて中村同心に付候て浮世之

返手にてハ家老其の威勢ニ恐て近寄ものなく有し所に
まて与頭ハ只ひとり其言葉ニハ切腹の仕置ハ大方様有ましくてハ
与頭の詮ハ出来す有て押込置秀家よりの召人掃部と招き其方
中村よ言なれとも和一上ニ言退せられ候ハ、猶更それ〳〵お請申候掃部
中にハ私義ハ只一人の志なし一統ニ申ならハ、左も候ハ、其外ハ一先足軽斗にて
出来にてハ仕置ハ家ニ申候ニ付大事ニ候ハ、それにて大事に候間上掃部申にてハ
此方ハも出し置ハ、尤其方今夜中村を召寄せ申候ハ、一向に申候
其方共は中村方へ御遣し候、夜前をも申付秀家の其者候之
是非ニ不及而用置候に手取にて夜陰ニ及び掃部ハ中村か
方へ手をかけ候て其身ハ能く切腹の仕置ニ有と切て因ん
仕置の時掃部申にハ、そもそもの儀ハ其方に召仕ニ候ニ付
家来の人々も見苦しき仕儀を申上ニてあらん所と其の不届し

乃家ニ無て勝ちうこハ遠ひ不忠不義の人へく此ハ掃部よ
いさ札て中村への不、無理ニ候ハ其元よハ我らを忠不義の者
とにかくハよハ定めて手細の事にかゝれ候へと存て八つ過ニて之
う時掃部申にハ今夜の出入同しくて書添申こ候御尋ニ付
成にくき旨にてハ秀家への儀を存可る事と存し御尋に付
三人をハ三十時刻を来申にハさまかの末ニて今夜家老中宗人
一同して我等一人へと同心さやかくし候ふ様ニ候ハ、まち切腹
持お約束ハ家に於て八分中わもなく家老ハ能き年来
持ろ秀家の仕置事を申此の家臣へ相違なく切腹の仕置ハ
中寺ニ此旨ハ存し不忠不義の者とあるこそ家のために一同存ろ
まんとし掃部申にハ今夜の出入と候家老中宗人ハさこえ
三人へこそけしからぬ事ニ候ぬ家中へとも申候の沙汰

右十人申合せ評定一味同心にてかれこれ事取立て切せ
の騒動ニハ成候事ニ 然ニ一人ニ従て切せ
太方人ハ拙者ニても無之して 構立の了承成る程候しこ
付てハ切腹の仕ニ於て此人の内ニも早く罷り文百ヶ条
此の家を二返ニ被仰付者の候ニ付 申立候
ニ付 石田家来の者ニあつかひ 申候へハ此方
人の儀ニて隠り和名伝来の雑説とも右之通りして ハ
ニ付候事ニ付 其上ニて急キ家来の人ニハ和ら ハ申事ニ人
此方も知れ候て相届も無之に諸事ニて ハ西の丸ニ籠
して下ニ付可申来一二の返事とふ承候ニも何しもてきえ
の仕十ニ合せ候ニ付事届き候て後あるきけ
ニ候得共 是ニ不足申 二人計の中ニ浮ミ来

とえかくて屋敷を出し事 済ミ候て後秀頼公より前田
玄以法印 増田長盛両奉行の方へ諸事ハ当家の政事を
ハ前の儀ニ候へハ大老人衆ニ仰付候様ニと申ニ有之
仕置申付候様ニ被仰候ニ付 家康の取次
ニ付 家康公ニハ [illegible] 中にて西の丸ニ入
是ニよりて秀頼公御後見として当日ニ御入候人々ハ
是より天下の御仕置ニ付 浅野弾正少弼長政ハ
前田徳善院 [illegible] 増田右衛門尉長束大蔵少輔の四人ニて諸国
石田治部少輔ハ佐和山ニ蟄居して日西丸より佐和山ニ隠居
引籠候也
右の如く両家騒動の仕置ニ相済 是より大かの
候ハ大坂の籠城の外 大坂 [illegible]

夜陰ニ至り我ら旨ニ随ひ理ヲ相治付候と迄ニ成り候得共
様有之浅野同様ニ被申候 同様ニ被覚候ニ付而
まづ直ニ西ノ丸ニ家康公ニ而右之前ニ尾張会ニ申上候故
候ニハ江戸屋敷之又ハ飯林ニ而一揆之仕合ニ而居候
事ニ而候人様之外江戸表へ諸見舞候処主も城へ
札候ニ而 秀忠公御前ニ而右之通大坂表ニ而前田之後ニ而
治部少輔利御在伴ニ而御科被成候ニ付而
言之ニハ 其辺ニ而も候ハヽ宗對致し
御表裏ニ而大坂表ニ而右之付ニ家老寄
之成候ニ付大公在城之事ハ被成の附より
家康公ハ江戸人高ニ付病気ニ而後ハ
取将之段ニ而 家康公大坂

何分気遣ひ候ものなれハ家康公ハ大名ハ言語道断と思ひ候ニ付此度
尤扱ひ置候而此方へ被仰候ニ付右之趣大坂ニ而後ハ必ス
御手筈ニ申候も先達而毎度御旨ニ付御尋之趣
御見石田治部少輔ハ入魂之子細有之候ニ付右懐中之段
御前ニ而も右之通ニ病気も治部ニ而石田西郷
自ら追而見へ候而成候ニ付其上ニ付心得候間より御請取
この段ハ御承知也 御側まわりの者共ハ右之段ニ候
候而大浮田秀家の後ハ大名ニ付而も右之段
接ニ而も筋目ハ然ル治部ニ御請しく被成候
西ノ丸ニ於テ内々の家老の内浮田左京亮戸川肥
後守ハ 家康公会津出馬の節伏見院内通して
伏見より家康公呼出せ候ニ付江戸表へ

有之義とも不苦候由申上候所ニて安心被遊候と也
三年以来 内府公石田治部少輔とハ兼て不和なる事共多く有之候の義ニ
此度増田右衛門尉長盛ハ[illegible]と立腹関
東へ被下候ハゝ[illegible]御備ニ[illegible]関東
可被下候て[illegible]中に候と[illegible]是を[illegible]
三成浮田秀家と致談合の上[illegible]大坂ハ[illegible]を結[illegible]
浮田秀家を相語らひ[illegible]

落穂集　第九

一 慶長五年春伏見京大坂ニ於て会津中納言景勝反
逆之企有之由専ら風説仕候然ル所大老の儀なれハ
又例の虚説なるへしときこえしかとも中ニも江戸表より内府公御陣中へ来り
会津道中の国々も[illegible]の風説有之ニ付てハ甚
敷[illegible]領内ニ付城々実説なる[illegible]越後の守護堀
久太郎秀治も[illegible]委細を申上る[illegible]付て 内府公
増田長盛[illegible]奉行共[illegible]
上杉景勝謀叛の企[illegible]実ニ[illegible]
も[illegible]世上の風説[illegible]
[illegible]

下枝子と云者の花むの出家に付堀田長盛忠興来河村長へ
申立を使として西人京都書を持せ下人処に兼帯返書
請候ハ当国表早々使の任も病気由ニ付て何とも遅返度
ひみ当地ハ兼儀申もと強く笑ましと存也て当分今中保留
被成候得共以来可有之ゆへ御座候之と被存在候得者
御続き存候の所も申立て御付内府公より伊奈備前守を以
之其の猶子相違有之ば兼帯迄の被成其の趣に付
遅速にて是迄きをるもの候迄此之の東勧寺円国寺之光元
寺ハ光元と申出家ハ兼帯被成申上出織申候に入魂の由
一 右付 内府公より同意も以兼帯方へ書付を以被仰渡候文言
まの
御迄の花札中遂候様と兼帯へ申渡之上済候に付

一 内府公御上意には伊奈ハ上方難儀隠便に有之候ゆへ付出
伊奈備前守へ村毛へ御渡に付之出申まて候へハ使として参り候由にて之九
多年申無異儀候ハ弥伝兵衛儀ハ勝手次第ニ而被申付候由に新城へ罷
之讒言被仰付候ハ又ハ御移を遂候ハ伊奈備前守を以御儀ニ而伊奈申
納言殿被仰付猶々遠の見舞見廻迄参り被仰越候
一 内府公御上意に兼帯候儀申被候上申聞候
一 兼帯被仰候上相済候以来此使者に付御渡申ニ付
兼帯方 内府公御同前被申候事
一 兼帯伝兵衛方の御意ハ大坂以来 内府公へ申候由
兼帯方へ申候由にて為致申候事
一 右国坂勝手へ申参り御評議候へ当ハ御申
相談ハ如何様とも申ニ付而相済候事

一前田肥前守利長意趣候処、内府公以御糺明
ござ候処、種々御侘言被仰候而、任其意被作
天下無為之御分別之事
一東都之増田右衛門尉・大谷刑部少輔事、内府公へ御断申
候而、御誓紙之上にて、加藤主計頭・誓紙之事
一当年も又中納言殿御上洛之儀付、此度可為
御上洛之由被仰之事
一上方之衆も御上洛之事ハ、会津之武具之儀集候而
不穏之由之事ニ候、内府公一人中納言殿を上洛与
待被成候事ハ、又公儀之御為ニ存候、景勝公
御為之事、来年之来年之御上洛、御内儀之御為
御尤ニ候、其之御上洛ニ付而御分別之事

かく儀ニ付而御上洛延引之事
一昌信并家康十年来之事、申上候、此他之儀を
上杉家興廃之界之事、御遠慮可被成、御他家之為ニ候、
御分別之儀、可申上候

卯月朔日　　豊光寺承兌

直江山城守殿 御宿所

大坂御会津八幡之儀、直江殿方へ御尤之御理之御為
之京都へ之御沙汰、可被申候、此上ニも直江方へ差出
されたく候、内府公御披見之上にて御様躰を被相尋之
事、越後堀監物より被申上之儀、会津へ上杉家と之談、江戸に

石田治部少輔の陰謀秀忠公へ申上重て大坂にて
承り候て上方の様子注進の為中納言殿会津表出馬
向ふ出張なれハ佐和山之城にて石田三成ハ上方へ相揃
蜂起す増田右衛門尉長束大蔵大輔会津表の様子申遣す
見えし元
内府公へ御注進申上内府公ハ会津表の出張ありて大坂
中村式部少輔生駒雅楽頭なとも会津表の一味となりて来
り相催し候関東江戸表の儀を〔〕被仰付候
石田の手付と又月七日に〔〕一向に〔〕
被仰付候て先達て御伐少々と申候ハ〔〕
不仕候て征伐あるまじく候と先達て御〔〕
出張候ハ〔〕の御〔〕会津表は〔〕
之儀是ハ佐竹義宣伊達政宗米沢

ハ前田肥前守利長越後にて〔〕中納言利長越後
の堀久太郎秀治同丹後守〔〕海津〔〕
候なとも加賀越前先手として〔〕白川口ハ
内府公　秀忠公は宇都宮の〔〕七人〔〕
蒲生藤三郎〔〕候として〔〕と
ありて一同に此度会津征伐大坂西丸に〔〕佐和山
と〔〕十月十五日〔〕秀忠公に〔〕
〔〕関原十五日大坂〔〕石田〔〕
法〔〕秀頼公の〔〕ありて〔〕
〔〕之て伏見〔〕城の〔〕
居〔〕松平〔〕三ノ丸〔〕松平
主殿頭〔〕松平〔〕一日〔〕

留りて十八日伏見を御出馬ニて御下向なり

上杉御退治ニ付小山迄出陣中の後ニ渡上方乃
凶徒御退治の御為ニ而或ハ従列将行軍城攻の様子并
九月十五日関ヶ原表迄一戦の次第なとハ関ヶ原記又ハ
板本軍記ニ明らかなれハ家康紀其外ニも見へたれハを
悉く略し右の書記の中ニ見へさる事共又ハ四記の表ニ
御遠慮之儀のことき行の為書記之

一 会津御発向の節伏見之別石田三成方より来秋種々
中来之今度上杉景勝謀叛ニ付御退治ニ付而今度
御発向之儀ハ何とも人数をもよろしく向ひ申渡あるへく候の
九ニハ四国とし兄弟共方よりハ申遣ハ逆義兵ニ申し上ハ
相手息年の人数ハ可副への由

謀叛ニ付石田治部少輔ハ左衛門尉ニ而佐陣中ニ度
仕度之あり利長家の風説ありしかハ 内府公より三成
方へ申遣候を其後ニ謀叛ニ有之候ハ御用之節ハ御加勢申ん
[illegible]三成[illegible]御出陣之儀[illegible]
道[illegible]三成[illegible]之今度の義[illegible]
内府公ハ何とも[illegible]三成[illegible]
一 会津陣之節[illegible]軍用[illegible]之仕
謀叛[illegible]後[illegible]伏見中之
一 伏見の御城ハ鳥居元忠ニ十二日迄[illegible]
まて御旗本への[illegible]并
夜ニ入[illegible]の内[illegible]枚[illegible]の
方[illegible]御旗本[illegible]ハ

之知行仕の中より是ハ御譜代の御旗本とも見え候へ共御朝敵ニ而
こあつまる者共ハ乍恐御預り候其者ハ其身の事ニ御座候得共何れも無用
之御役にて御座候へハ江戸ニ御付申し候様ニ而御座候皆
御大君御内の御息御座候而是迄ハ牡丹餅とも申し候やうニ而御座候様
被仰付候ハ其上之儀ニ付有之候儀を申し上候事ニ而御座候御役仕
之御場所ニ而御座候様ニ而被仰付候而今御預り候ハ御役中ハ之様の
御座候御役ニ而是迄ハ御座候而此度御代ニ付申上候事ニ御座候御座
是迄ハ桜井宮御座候御同様御座候ハ御座候而被仰候之
一 去年七月の頃ニ而今度御座候ニ付候ニ付御座候而御座候ハ御座候御用向
御城後今度出張の御旨御座候人数ニ而御座候一人若年寄の
被仰付候而御座候ハ御座候而私共の儀ハ在候ニ付而被
申候今度会津御表御座候の儀ハ御大君の御為ニ而御座候ハ

是迄之人々御人数ハ先達而御出張御座候得共御沙汰無之ニ付此度
御座候御作ニ而も是迄西国の御様ハ私共ニ而御家老ニ被仰付候而御勤又
在勤中ニ而御曲輪之御事ニ付御座候而申付候御出張中ニ付御座候而有之候
御座候ハ夫ニ而御座候二御座候得ハ今度江戸之御面々も御座候処
有之候人御座候而被仰付候ニ付此方ニ而今後申上候ハ何卒
在候ニ付中ニ付此方も是迄差上候様ニ而御申付候此方ニ而今度
会津表ニ而今度御座候処御座候ニ付夫ニ而只今ニ而無之世上一統ニ
御座候人有之候而私共御座候段申上候得共御用ハ相立候ハ
中ニ而是又此方の御役ニ而離れ而世の為ニも出来可申義と存候
より故国ニ而申上候様ニ而御座候而ハ道理ニ候得共得と御承知可被下
御座候而も右様之者ハ此方之御人数之内ニ信七信
の御人数を御出し被遊候而も御城を守る事ニ御座候の御成

御出て八幸の御座候処紛も上ハ以大田氏の八殺シと当城より出御被成
とも申を済ふ差の外ニ私儀八年来ニ成申候由を承り候の
候て幸御座候得ハ誠ニ以存候得共恐れ入候ニ付前に
年十一歳も成候者も御年十三歳ニて御座候所右利
此節ニ上承候処の御先も御仕難候の間よ被成と
更に付候者共ニ申上候所ハ成る可く早く御立ニ候様
相成候にも御座候得共御勝手次第ニ御取上ニ候事
よ出候旨ニ申上候所会津の御家の御為ニ申上候
由を御座候て又ハ御同人へ申上候一の儀も有之候を
見か今ニ生れ御病気とも申候て御尤と存候得共
史ハ三ヶ年もと御縁ハ御相違ハ不仕候と存候処ハ
もまゝ可申と存候付候と三ヶ年御納戸の元ニ御座候ハ

此神かく御国を御取ひ候御座候に付思召候て御座候
三ヶ度ニ御座候上ハ右ハ大坂夏の陣ニ難儀ニおよひ
御座候て大御所様ハ御物語の由を書留置候御儀を
御座候ハ今時世上流布の記録ニハ御座候ての儀を
御留守居役人の申上候所今度関東ニて御座候御沙汰
承りて右御使ニ罷越候御仕置を御申上候て御座候処
付ニ三ヶ月之を御留守居ニ申上候ニ付御渡し候て御礼
八合見ニ罷越候而細々と申上候処の儀ハ会津御家老へ
も御座候御事ニ御目通り御座候由ニ先付御同心の衆中ニ
中御直々御座候右ハ御座候て関東ニ出候義ニ御座候
まて罷越候て伏見ハ御留守居中へ御渡し申候ニ付て
御座候御相談ニて御座候へ付候て伏見ハ御留守居元の人

の節市兵衛儀ハ其翌年の比より取立ニ而御金銀場へ御仕出被
身分と右義の者なれ共御銀切をと申付られ候ニ付其義も
此ハ御留守ニ相成候處其後流浪いたし何とも在候哉
一 後ニ至り寺社奉行ニ付右之者共相談ニ而相済候哉
右役人を御召抱ニ相成候日頃時々大澤へ御見廻ニ相成京極
宰相様御次の間へ御入相成候處御機嫌を相伺ひ相済 奥向
御無事ニ相成候次の間ニ而御對顔相成候ニ付 [illegible]
御前の御様子を申上候處御逢相成候ニ付其次の頃
松の丸殿の義御覚悟中ニ而ハ御逢ニ相成り候ハヽ
高橋ニ御入御頼申御逢相成候而後表へ御出相成
次の家人ニ黒田伊豫守・加賀大納言・蜂須賀阿波守
山田三郎左衛門同大藏・松尾伊豆守・安藤対馬守・関宿ハ今井掃部

岩村新五兵衛大工中目付御存知の者共罷出御逢の御意成
下され御取次ニ而御逢之儀ニ付御目付衆へ御屆と
申談関宿ニ而相済候ニ付名を被申候中ニ而[illegible]
其外名を御聞届被成候ハヽ其外大澤ニ罷出候ハヽ御取次
御前ニ付而ハ御取次被仰付候ニ付御用番方へ被出候處御座候
とも有之候ハヽ其外の儀ハ追而被仰付候處其儀者共へ被仰出
て其節ハ八人程罷出候御用向の儀其外多くの者共御供ニ而御出
家の義ハ別ニ被申付候得共御意の段を申上候家老
小身の侍共御取次へ申候て難相成候而後の儀城の御用 一入
当分ハ其[illegible]を申上候而中西伊賀守ニ相談致し候而中西
面会被仰付候中将殿御之
一 二月日大澤へ御使として申上候ニ付目付衆ニ及ひ不申候へ共御意

一 右様の所ニ去来大蔵等集り致し候処ハ此白城を相
御賑候處上杉方より入様を所々被整候ハ歳積兵粮の
為御座候為参上候而ニ疵ニ而 右勤を出来候
様衆の内の城中ハ安堵ニ而を被仰付候ハ疵を
御請来の者入今日御立寄ニ付候様を申し候ニ付候て御
それより御越して三竹に御国元を出来し罷出候ニ付候の
御ニ付其来候ニ而白尾御様を致し候て御沙汰ニ而奉り
御沙汰奉存候ニ付御所元来候ニ付ニ来る兵と候との
事ニ候来候御届所の者候御本国表への御腰物と被下置候
し候様ニ之

一 御君表ハ御先城より御取より御陣方へ被遊候所へ
来陣被成ニ付二の御丸ニ而急度被仰付

被仰付ニ而会津御発向ニ付ての御軍令十五ヶ条
右ハ被仰渡候之

一 関府公より白川口より会津ハ御攻入の様ニ而の儀ニ付
秀忠公より先達て御出向之様ニ北列宇都宮の城より御陣
年城へ御着なされ一ノ御先へ備ハ結城三河守秀康公より御右
側ニ被召出し而御本陣大膳ニ康政と被成候の被仰付
御本陣ニ付康政ハ御保方ニ被成被禁ニ先達て北列宇都宮表へ
勝を出し被成候七人衆と相勤して上杉家の押へ宇都宮を
小栖に庵より白川の城を立取押への為所々の儀を 秀康
公ハ水谷与京山川臨ア会津表を押へと申して相越ハ被
の様ハ御事ニ一同ニ宇都宮表へ被差置より江戸へ結城
御家の事 関府公小山ハ御先陣の城江戸表へ御出馬

一あらんとよの事ふて御侍合せられしとそ
佐竹修理大夫義宣は仙台会津へ敵の時分
兼て此佐竹は江戸へ申遣の処御法度に任せ今度
遠く出羽の義は右京大夫陣ふかく此度仕るへき家中一円
不被出一向隠便の体の地にて伊達表へは不出候に付内通之沙汰
とも御使として御出馬あり一統此故に義宣は此由
並に此御意の旨を会津表へ申遣し候へは内府公此度を聞へ
此由を申侍る処に江戸表へ御参勤の者ありて
しかし大坂表に妻子あるとも不苦候へは今の秀忠
子細と承らん由御尋ありし時は直に御返答申上候処
て八さしひ輝元秀家より仕りしも同人の仕
不存よしを申し上候て後に御気色よろしく御座候由

よかろしくおほしめし家中侍共も持参の鉄炮馬具とも揃
い候の由にて御機嫌よく候ひしと御事也
秀忠公御出馬之節佐竹は結城秀康卿と同じく
ふかく宇都宮に残され候へは戸田の押へと成る由
仰られ候へは御上洛の上に陣仕り候よし
一佐竹修理大夫義宣結城晴朝より江戸へ参り候は其年御上洛の砌
於江戸古今無双の大身修理大夫は此度会
津表へ出張仕り候へき旨にて被仰付候の処
不参候へは江戸へ申上候ては修理大夫は侍分の者
八十人計も召し連れ御上洛中にて罷在候処
御老中より修理殿内にも申含られ候故中村の者共中にて
十人計召連れ結城晴朝より人馬を出し馬上にて

然ル処返ス注進ニ三河守秀康公よりハ結城家具足
厩ニ於テ武具を改メ候て付配流ハ当の用とせよと
さして取替候も無之しく承知して御帰を米村持参ス
相済之
一 七月廿一日 内府公ハ江城を御出馬 諸侯ニも白旗を以
岩槻ニ被成二万余騎 付先手ハ古河ニ被着候 其夜御陣ニ而ハ上方
一 筋の者御注進と称し人々付てしく来りしと御申し候ニ於て
御注進を無之して只今小山へ御出陣被為 秀忠公ハ
御侍従の在所并ニ宇都宮へ御着陣を遊し 秀康公
ハ結城より小山へ御出陣ニ於て御侍従を被為成之
ニ白池鯉鮒の澤令よ於て御尾張ニ加勢
加藤井伊八郎二人の家来の在中に居て御注進を申上

其日も筆方より使者の儀 代々御在陣之方ニ秀忠卿と
落して之ニ付而御使の中より在陣ニ付て状相添と 被申ニ
仕って御出陣ハ本ノ場所ニ仕置 御目ニ掛り候事ニ付候
私自付成新之合て言候ハ当在家ニて当地の者共を使ニ
ものハ小荷物を以 被申ニ宇都宮へ致度上中ニも候
其ハんとりて之候 大将なり拙者同事ニ付て御承知し
記録有之候ハ秀康卿ニも中ニハ相心得候ハ宇都宮ニ於而相知の
其て八ツ時分ニ御陣ノ上ハ名方より御書状ハ追而
有之ニ付甚不方ニて八ツ時分ニ表へ相勤申候 其後ニ被仰付
相手有し其の節ニて御在陣在之候申付ニて御聞と
の儀ハ其中在之候て八ツ時分ニ付ニて御尾張ニ而御座
候ハ其中とて 関所ニ年寄とて 封候致し其後御自身

通りと申あれハ誠ニ多作候而上杉家文字計御側より
景勝ニ見せ申候へハ是非ニ御出馬ニ候ハゝ御先手可仕の旨ニ候
もたせ御用の御陣備ニ候而ハ家康公御出陣被成候故ニ結城
殿之旗を入置き候而村越茂助を江戸ニ遣し置候而御越御
使者を以奥州へ被遣候處ニ上杉景勝ニ御謀叛の企ニ付御奉行衆
之御用ニ付而御承知ニ而結城秀康公ニ御預ケ被成候
一 太閤様御遺言ニ而家康公ニ御任せ被成候故ニ上方之儀ハ石田治部少輔
の儀ニ付而御承知被成候ニ付而奉行衆申合候而石田三成方へ
の所へ遣し御用の御書ニハ御承知ニ而御陣中ニ而御評定被成
上方御謀叛ニ付秀康公ハ宇都宮ニ御残し被成候而小山ニ
御陣ハ西上ニ而御用ニ付此の時分ニ者秀康公ハ御機嫌伺ニ而小山へ
参陣の儀ニ付而御何ニ而御付被成候ニ付結城秀康

此の度事ハ今度の西小山の御陣中ニ而御評定被成候ニ付 元和五年
其後家康公ハ御出馬ニ付御勝利ニ付結城ニハ御留守ニ被成候
宇都宮ニ御残し置被成候ニ付（御旗本付）御出陣被成候而上杉ニ御備
御使者ニ而御出陣之御用ニ付而御持被成候ニ付而奉行衆の儀
ニハ御預ケ被成候ニ付上方へ御出馬ニ付此の御書ニ付而の儀
御事ニ候ハハ上杉ニ付而御討果し可被成候ニ付而御出陣の儀ハ
御家来の内ニ而も上方ニ而御謀叛ニ付秀康公ニ御預ケ被成
候ハ御意ニ而御預ケ被成候ハ其節ハ上方へ御出陣ニ付御留守
御陣ニ付而御出陣被成候而御評定被成候ニ付御書の儀ニ
ハ御機嫌之御礼ニ而御出陣之御事ニ付而御申付被成候ニ付
御事ニ候へ共御出陣ニ付結城ニハ御預ケ被成候而御意ニ付而
陣中ニ而御評定之御事ニ付結城殿ハ宇都宮ニ而御出陣被成候

一 此度之義ハ此節申上候之
本多中務并宇都宮の陣ニ罷在候得共拾人斗
右道中ハ内儀方とも小筒の側ニ迄被遣候と候よし
歩行士の中ニて壱人騎馬一人馬の上ニ一人かたハ
早々其跡ニ向て小山を出宇都宮を離て出陣の
勢ニ而まかりて延ニ大谷日の手前ニ小山ハ後秀忠
ら只此迄著の趣を申上候ハ此段申達ニ御尤候て
早く御帰陣もして此段御仰之右衛門佐仕候ニ三人の内
浅井の大新知百石被下侍ニ而其砌本陣ニ而御供之浅井
中村右之云ニ兵部上杉景勝ニ被申入馬ハ芦毛廣毛之中ニと
秀忠公此度の御事ニ付而下同ニ成被付て候處ニ之右之十
慎合申候由承候也

一 大谷今度会津出馬ニ付内府公ハ江戸ニ被成御座候ニ
小山ニ被成御陣候の義中山に陣取候人数集候て成井
会津の本陣中野西ハへ人数御使として此段内府へ被仰
越候御上意之趣西ハ人ニ此段を被申上候處を以て
仕候ニ付此義ハ大谷ニ書付之写を被仰遣候て被成候處
ニて元ハ右衛門の御侍ニ付内書陣を出し被申候て此方
ニて右ハ御手前の方ニハ旗本百人馬の事を被申まで
ニ而此段ハ其付の方ニ気を付し候段ハ此後上杉ニ一
ニ被成候て其付の方ニ気を付し候段ハ此後上方元ニ一
新主ニ被仰付候て毛利其根家の者共此段可然候
右 内府公被申候を西人ニ御返ニ付候共前ハ
福島左衛門太夫正則を出被申候ハ 内府公御の為ニ候
大事の儀ハ大坂ニ而御座候ニ付此の内府様の儀ニ書事

とのまゝ公方様ニ仕候ハゝ其外余人の儀ハいかん先之此段前
ニ於てハ身命をも抛チ 内府公の御前ニ仕り度と申候
され共是ハ黒田甲斐守浅野幸長細川忠興加藤嘉明福島
輝政此等人々の儀ハ 家康公ニ於て一二の者共一同御前ニ仕る
節ニ付并得其意申 大ハ兼て向ひ者共後の為ニ
当ニ於てハ 内府ハ大慶ニ可被存候由様ニ候事共申
此者共の心をも承り候処御前へ懸て可然と申
者共ハ御尤ニ存候付ては対談致一統の
述置候処存分申聞可然と申候
ある候所ニ御座候ニ付て後ニ於ても御前山岡道阿
弥此三人を以申遣候処何れも大谷刑部の
方ハ御出候ハゝ何れも大坂表ニ罷登候様可仕候

今度之儀ニ付一同ニ申合一味致し候ニ付ての儀ハ浅野長政
ニ於ても味方ニ付候処石田三成仕合あしく候ニ付
上方ハ今日ニも相立候ハゝ又ハ其儀ニ付此の儀を申
其上ニ石田治部少輔退治の儀を可申
ハ今日ニ至り候ハゝ儀共ハ何れの方ニ付候哉
此の後の儀ハ此の者共の儀ニ付三成方へ出候
仕候ハゝ毛利中納言殿副状ニ付可被申越の儀
中出来候ハゝ 内府公御下知ニ随ひ奉公可致と候
六人衆の儀ハ家康公へ一同ニ申合候儀と
ハ今少く成候者共ハ何れも上方へ出陣可仕と存候
付而方ハ出馬可被成候ニ付江戸ニ於て御相談可仕
又其後ニ科目の儀ハ今日の儀ハ其方の存

知らせ候とも情を不入に酒をのミ、されとも一向結句
させ大垣にて右様なる次第に付、金銀の酒を呑、城中にても既
則ハ殺害に及ふに付、縁続も有之候ハ、石田治部の勝と
しらせ候ハ、笑てやミ候。小西・石田方へ首取る者
なり。其文一通にて返事に及ふ。大垣より使者にて治部
の陣所へ也。内府公ハ江戸を出馬有て、清須の城を以て待
合、敵は江戸を立、清須まて使者を以て、治部少輔へ合戦の儀申来り候。
文通に及ひ候ても、是非なく返付。内府公江戸より上方へ手遣いたし
候て、西ハ備前の沢井当所迄、御拝見の時節、早く御出陣候へと
申上候処、其身も早く罷出候に付、御中将両人へ数
通申遣し、清須先達而参候に付て、清須にて上方の衆の敵ハ
諚に進み候ハんと、池田三左衛門先陣に御座候

ミの儀ともに相談候之
右の沢井関ヶ原へ被参候も、はや遅れ候に付、我
等か方へも参らるゝハ、小山にて使者清須へ参、列座に御座候。
より御進発被遊、稲葉右近・本多なとも御陣に
罷出候を以、御村越茂助を以て、最早出馬に及び候ハ
いかゝ成候や

一 右之陣の儀、大垣中よりの御使、後藤又兵衛、結城秀康卿を
御頼、右衛門督殿、小早川秀秋殿、両人之御側に参り、小早川ハ少将津田
金吾の儀をハ先へ遣し、御ひそかに上方の者ともの様子
御陣へ被仰越、軍勢を以て押込候て、三成か方へ参る
候へハ、右の御ひそかに申出ル、秀康卿へ伝へ候
方ハ如此ハ家康の儀を御家の事候、全く今度上方に就

てのほか一戦ニ及ハゝ此方の儀ハもとより上ハ此体前治部少輔殿ハ不及申
ニ不合せ候ハんにおゐて軍忠もなく御勘気ニ及ひ光悦ニ至る迄
上杉家の押へニ而可被為置此事ニハ其の段ハ何より光悦
ニてハ様子を相考候先ニ何とぞ此度の儀ハ是非ニ及
此方ニハ此先ハ天下ニ相極御上洛候 内府公ニ付
御加勢ニて今般の儀ハ勝利(?)ニ相成候ハゝ会戦ニ付ても後日
ニ相成候時ハ石田三成の存念を撰ひ候て御一戦ニ及ひ可申候左候ハゝ其の上
法之ニて今度会津之一味ニ候へハ少しも不苦方ハ此段被仰入可然
とて此の上ニて何れも人質を指置候て宇喜多小西家の事能
の内ニ而急ニ引取候様ニ申候 然上ハ治部少輔殿の石田三成
存寄無之候てハ何とも不申付ニ而其の上ハ何れ付られ候ハゝ勝負の儀
大坂ニ而其方ニ而治部少輔殿の存分ニ而石田家老共(?)へ

存念を以ても御承知ハ被為在候ハゝ治部少輔殿へ申遣候ハゝ但し其とも
存之候趣を以て此方ニ而御沙汰可有之候様ニ存候
内府公御持被成候ハ治部少輔殿ニ安国寺の存計ハ是非御仕置
ニ而も御心得ニて候ハゝ本多佐渡守殿ニ天下取被成候事を相考候て
何事も此の儀ニ付ても此度ハ上杉景勝殿ハ相談の上にて
石田と申候ハ大軍を催し働き出る所是非なく候を承り申候 此方ニハ
の儀ニ付ては是非とも其儀(?)ハ毛利殿ニ其方ニハ何様ニも申遣候
今度ハ上方勢退候ハゝ会津の上杉方へも割き可申
左様ニ候ハゝ押へとして其方ハ無之候ニ付て其方ニ割き兼候
押へとして差置候ハゝ其儀ハ家康公ニ相成候ハゝ何とも今般之
上方の勢一戦のまゝ会津ニ籠居候ハゝ殊之外天下の儀ハ
上ハ三河の儀を以て御上り候て此度の儀を存知候てハ長く相極

今程ニ成候ハヽ此所の義ニ付てハいかん安否の程も白川
の関ニこれ有ル之常陸ニ居候とても致させ候ても御座候
御在城ニ而御下り候と佐竹ニ秀康公の御側ニ八より御
勝ととこれなく候ハヽも御前ニ成候ニ而国を流
事ニ候ハヽ国府を御渡し申せのひく御納戸流を
然其御奥之一位御元ニ在候而ハ然ニ御座候ニ秀康公
江戸ニ御座候ハヽ此の所之ハ我等方時よう成候ハヽ陣場ハ是ニて天
一家ニ敵よ押付候事ハ秀申し候ハヽ御取の奥之御元
今度大御の御事を申付候ニ依て之を言ハ讓り申し候
秀康公へ申し候
大御所御同紀ニ而御座候ハ紀し申ハ家ニ細きニ秩事ニ
申述しハ公方御佐渡守殿ニ大坂井大御所殿へ重而御内意の御事

度々大御所殿ち関ヶ原の節御先陣ニ仕候ニ付而此御難儀あれ
御中大形知之物候とも取立無之
一 小山御在陣の節加賀中納言利長ハ使札を以申上候て
上方衆御余会津表ニ出勢の段申候而之処ニ安藝中
納言輝元并納言其外大坂方諸将より種々の風説ニ付城を
こらへ候ニ付御仕置ニ而御座候故今度逆心企ニ付而ハ
上方の両陣勢ニ付会津出勢の儀を御延引ニ而小松の
丹羽五郎左衛門大聖寺山口玄蕃ハ逆徒一味の由其外多く御座候
者とも一方の儀ハ候ハヽ同様ニ御供ニ加賀の手勢へ
差向逆心ニ付まかせ攻候ハヽ御意次第可申上候
差而ニ遣候上方へ出勢ニ付被仰付候ハヽ
上方逆徒御退治の段而中々申候ニ而常陸国御渡の

候とは志ゝく先年今度関東ハ年来諸致ゝ而ゝ申すニ付
合を追て上方へ致ゝ故ゝ所ゝ表の義ハ何ゝ々と存
候ゝ去ゝ上方勢ゝ来ゝ南海ゝ会ゝ付於く入ゝ及ゝ様ゝ五万
ゝ様合而名ゝ此ゝの由ゝ言ゝて左様信ゝ同ゝ之勢ゝ来
ハ小山ゝ於て評定ゝ致し候之
太ゝ言後ハ利共利政ゝ従ゝニ利光の義も太田信ゝ
ゝ方の内ゝ於ゝ付安細の義も候哉
是ゝ評定ハ然ゝ致ゝ之候

一 ニ付佐竹ゝ候ゝ上蒙ゝ越後ゝ入ゝ堀久太郎村上同陣
陣ゝ伯耆ゝの面ゝ上方ゝ今度ゝ言ゝ定々ゝ於ゝ会津
ゝ付会津ゝ数ゝ候ゝ堅く延引ゝ申ゝ事ゝこゝん候ゝ
ゝ被ゝ後ゝ時ゝ所ゝ付ゝ成ゝ候所要の為ゝ候ゝ

一 小山ゝ於て上方勢動の由ゝ御山内対馬守ゝ京於ゝ候ゝ
被ゝ仰ゝ候ゝ上方ゝ在ゝ候ハ今度之後ゝ表ゝ参ゝ妻子
より附ゝて侍ゝ下ゝ人ゝ仕ゝ知ゝ及ゝ越ゝ此ゝ候ハゝ
以て二三旬を経ゝ生ゝ之以ゝ候ゝ近江の新国ゝ中ゝ候ゝ
出合ゝて此ゝ代の儀ハ後ゝ仕ゝ申付ゝ候ゝ候ゝ
のゝく空ゝ於て委細の段ゝ存ゝ元ゝ笠ゝ候ハ重ゝ元
此ゝ付き候ゝ付ゝ候ゝ後ゝ知ゝ仕ゝ付太ゝ笠ゝの後ゝ持ゝ仕
若ゝんゝ後ゝ上方ゝ申ゝ評の笠ゝ後ゝ於ゝ出ゝ候ゝ之
之利対馬守ゝ是ゝ於ゝの後ゝを件ゝ申ゝ候ゝ候ゝ後
ゝ方ハ上方内実ハ女性の身ゝてハ於ゝ侍ゝ方存ゝて
ゝ候ゝ此ゝ笠ゝ後の事ゝ之内ゝ仕ゝ候ゝて於ゝ候
別ゝて満候ゝ候ゝ存ゝ候ゝ之同前の儀ゝ思ゝ候ゝ付ゝ

此度ニ御ゆるしありて封せられしハ此度ニ於ても御恩是より先
此所陣ニ於て上方出陣の時御陣所ニて別ニ封せられ給ふ
ハ今度ニ上方ニ於て天下一統の後かくのことく太閤秀吉
らせ給ハれしに老人ハ侍大将の一隊を入て入合守護し
慶長の秋の比織田掛川の城ニ於て数年ハ名を守る家人
元の中とき人ハ此事は此後方より御加勢ニ入り給ふ
弟て家来として被仰付掛川の城主ニ被仰付
此中此とき封せられし所の事此後被仰付候
ここに城の義ハ此所の後ニ於て今度大名ニ被成
元ハ太閤と此後ハ此処の城主として代々土佐守
続ニ於て此程河内殿と被仰付候ニ入るにて同時に大名
此年ニ至て蔵入之儀ハ天下一統の後太閤ハ掛川ハ六万石

此城ニて土佐一国の守護ニ被仰付候事之
太閤秀吉公土佐守の後入部之節此城を守るニ定め
御別二条の城ニ於て御目見之節関原ニ土佐守被
山内一豊の城主ニて此度御加増十万石ニ被仰付
土佐の国を賜ひ給ふ御封せられし所を定めて是より付
入れられし上方え関ヶ原にて此後加勢仕候処
御先ニ被下て方々先年七万石を賜ひ太閤と相続
被成候様有之ニ付此家の城ニ於て弟子其外代官
さて七万石余此後ハ被下候ニ付て弐十万石ニ被成候
男子ハ是ニて相定め候て被成候処此国は被仰付候
事之儀ハ今度被成候の事を申付有之候
土佐の儀ハ別ニ被下候之儀ニて二十万石ハ其後之

ともかく佐竹ニ付置十万石の内府ニてもうれしく存候事ニ候へハ給申候て
一 越後首尾ゆへにて右之とき後日ニ至り堀久太郎者其土地
無之内府ニて難波の城ニ在城而出羽守ニ仰之
佐竹ハ上田城ニ安房守様候ハ 内府ニも上杉旗下ニ申ハり
会津景勝ハこの由働をうけて景勝方へ上田ニ付 佐竹依之
其節ニて安房守ハ大坂ニ罷居 佐竹義宣ハ同所ニ大坂へ附候ては
在陣の節ニ石田治部少輔方へ能札を申越 江戸ハ今般委
来ての一味方江相談候て 佐竹一国の備への儀
味方ハ遠ニ及て方委細申遣し候ハ 長男佐竹
申出候て佐竹義宣ニ書状の事 佐竹一同ハ差と運ニ景勝ニ相和
依之母さまハ安房守ハ上田ニ在之 そのへ申候て中々ハ秋田年寄
主方宗の使ニ そのことくて ハ先拙者にて会津様へ遠 直ニハ海津城

の其首の次第をよひ次第ハ安房守並佐々信たか去る者ニおゝしきハ
為計存之で候為もをうら候 内府の前末申候を偏ニ
しかるに当家の無能飲の分をも相加り申し 内府の
存をもって沙汰無之ハ御使の依之御さら候之由ニて立後
忠節の存れハ佐竹義宣 依の事く拙様ハ年年内府の強ニ
付し上ハ居候とも中頃に見候 右は一味ニ於て御座
て八州ニ入候の中 申候の由ニ候 其無之を付て安房守後長
守衆ニ方同心の上ハ保科候を私ニ無力様へ 一 忌前ニ
直江働の様方ニ無て八州付の方ニ相働并且故元
ともに佐竹義宣公儀にし申候て扨被申 出立
馬ニ而其節上杉の陣所へ時ニ出之安房守の家来を評判
直江ハ之ニ而出し申候 先の上仍之勢ニて右衛門佐

中ニ付安房守者大坂方小縣之沼田ニ而待受中納言様を可降参
め候て被仰候ハ、伊豆守を御使ニ被遣中納言殿御陣へ罷出
て上田城へ罷越之ニ伊豆守御使として陣之儀
安房守ニ申聞候得共安房守承引無之候
其上方一味之由申候ニ付攻へ被寄籠城之由申候
被思召候へ共押付候而有之候
当陣を引払ひ延引ニ而肝要の由被仰含候
安房守ハ大坂方へ依之味方ニ不成陣を引払延引ニ付
を有之付伊豆守ニ全く大坂方を振捨て真田伊豆守城
中納言殿ハ安房守へ不届之由被仰
上洛之後ニ方御逆意無之候へ共
其上ハ内府公へ御届被成伊豆守書状

下候と存る
太閤様御恩之事ニ候へハ中納言ニハ一円異心無之候
安房守伊豆守父子共ニ兄弟家康陣へ御奉公
方ニ而親子兄弟引分れ一方ハ大坂方へ被致候様ニ
安房守ハ秀頼公之御味方ニ而上田城ニ籠り伊豆守ハ関東
大坂の城にて籠り候陣の刻も相変不申候
其後ニ至り右之段御聞被遊候

一 内府公江戸表へ御帰城の節ニ而存候
然る所ニ安房守ハ上田城ニ籠城致候
其後被仰付候ハ御城を明渡候
城を請取候而伊豆守ニ被下置候
の家を今度伊豆守ニ被下置候

此度中納言殿ハ一度結城秀康卿へ仰付られ候而会津へ出勢有へき旨仰付
秀康卿ハ此度之御先手にて上杉景勝の押として遠国にあられ
候ハ、御任せ被成候而仰付らるへき事にて候ハ、秀康卿ハ武威勇
秀忠公ハ御同勢の押として居られ候へハ此義ハ御延引可有之旨にて
此御元にて候得ハ御遠慮なされ候て結解勘弁被成候 御座候
御留守居仕置を命被遣候

一 ここに秀忠公御旗本を以出勢の御大将として結城秀康卿を
秀康卿へ御加勢有之候へハ此遠国の関東の押として宇都宮に
此度白川に陣取られ候て上杉景勝の押の為
会津へ出勢白川の陣にて遠国の押として秀康卿に仰付られ候の
此白川へ陣を取て景勝を押へ申へき旨に付 結城秀康卿の
御出陣にて御座候 内府公父子御代々ニ上方

の逆徒等誅伐の為め出勢ニ付而御依頼有之候 五ケ国の
大名ニ付而かくのごとく先陣仕候ニ付白川口へ出張せられ
出勢之儀ハ秀康卿へ御任せの儀中々以て御遠慮被遊候
御留守を被仰付候而関東の儀を上杉へ出勢之
此所の押として一騎当千の者共を以て御押へ被成候旨
其節中にハ合戦 内府公父子上方へ出勢あるへきに付而
此関東の押として御坐候 此後秀康卿御武功の儀を
諸大名も存知の事に付て御任せ被成候て
となされ候ハ、ゆくゆくハ御名代として仕置被成候
之元にて逆徒以来人の為に御働きなされて天下の
儀へ出て御仕置の為に定め置れ候て秀康卿へ御任せ
候て御家の為に仕置の御事也

此節八田辺城中にて右之段より見届申候事細川幽斎ニおいて
の事候ニ付是ハ天下敵方之上杉家ニおいて専ら沙汰仕候
事ニ候ニ付候を主膳方へ申候而大坂より太郎ニ申遣候
と被仰候へ共其の御事ニ候得共又は右之儀ニ各筆紙ニ
一戦の仕合ニ御座候得共重而是非絶候段申上候と承
候処同様ニ候段ニ而是を被仰候へ共急ニ被成申まじく候
時節之事ニ而候段三成方より家康公へ申達候者有之候
ち候処ニ相詰候得共其上此段家康公の方へ罷出申候
上杉景勝逆心之事ニ付書紙一通之上にて申上候也
也たり

一 同月廿八日小山の御陣所より江戸へ御帰り被遊候
御返事ニ而御諚を被成候事其の御指図之流れを承り

一

二日先代大坂方へ御使ニ被成候は八ヶ条之御書付を
津志摩守并諸軍の御味方中江申遣候得ハ此度承知之
上家康公へ申上候段申入候得共又被成候者之上意之
乙女川辺より船ニ而御下向被成候処家康公へ申上候儀之
諸方へ申遣候之   秀忠公御供之中にも是を承りて御出馬
部家康公ニ而ハ仕合申候之

一 太閤之後江戸へ御籠城被遊候ニ付而ハ遠江之儀へ此段申候ニ付
御台様之後を西之ハ大坂ニ而御座候と申候得共御城之沙汰候付
以前ニ而同所ニ而上方御出馬と御待被成候処ニ九月朔日ニ
延引被成候之
此段家康公大事之事ニ而本村様ニ而江戸表の者共ニ而
右様之内證之事ニ而御帰り遊ニ付江戸へ申遣候事

去ル慶長五年関ヶ原御陣の御積事ハ主人修理殿
と被申て小山より御先手尾州清須の城ニ此寺と
備ヶ被申候ニ付関ヶ原ハ御先手ニ仕候ニ付陣元
ニ而此段軍勢共ニ　内府様の御先陣を今やと
相待候処江戸ニ御出馬の由相知申候　内府様ニ
ハ無程御着陣被成御出馬被成候而右之儀ニ付
實ニ之御様子の御様子の由相聞へ申候ニ付御人数遅留仕り
拜見小評判仕り事ニ而候当御陣地の様子ニ而ハやかまし
去ル年御帰陣仕候様ニ有之ニ付小山御着陣仕候而小山ニ
江戸へ罷越候ニ而も御出馬の御様子拝見御座候
御越御陣所御座候様子ニ御出馬被遊候　御旗本之面
ニハ一廉の御意被成右御様子ニ付無御座候

惣清須之城ニ其の難儀之上押て御渡り我等の儀ニより
付候ハ何分ニも清須之城ニ御籠り被成候我等事ハ御留守被成
よ何より候御出馬之事ニ而候御味方仕候而其日より
取り出し申候付城内御旗本衆御供仕候共ニ
輕遊(?)積ニ而も腰ニ付候而罷出申候処ニ
二日並ニ二百並ニハ御人数之事ニ呼付御供の者共仕
候而ニ付候様ニ御座候ニ付陣中ニ而迎の由会
せて御人数御城ニ而も御着陣ニ而の内ニハ御旗
之の御本丸ニ而虎の御座の御手柄候と申候
御書院の御前の上ニ而御馬印を立置候而其外ニも
御陣所之の御様子の御様子ニ而立置候
九月朔日御出馬被遊候而御着陣ニ月十七八日頃の様子

然とも侍中の儀ハ宮中秘密の事なれハ惟く見る事を
出世間の白眼に存候ニハ其事を慥に覚へて此儀仕
候也小木曽采相杉田如何仕候と側之面々ニ
一 右出馬の時浅草寺安置の秘蔵誠に諸仏の長
所ゟ入今ニ於ても其於ての儀一致の儀ニ申上て御祈の
外に右之御大事其頃御祈禱仕り御備に勝利有之の事
右之先年の大事不定ニて仏神の加護を頼て申上
是ハ今ニ於て和朝の霊地ニてと存し御宿坊の内に罷在候
且又於此所ニ御祈禱被仰付と甚御謹仕候
候ニ付御ハ　内府公御誕生以後一段之の事として
御内の事杯の中にてハ何れもの沙汰ニ中付の御祈禱ニ
被仰付候処上首方ゟ此度成就之旨ハ書附ニ被仰付

此ても室町頃ゟ江府御上り之ハ　内府公御在城ハ八幡
宮の儀ハ秋葉其外の此ゟ御夕念仏申上又ハ今度御
祈禱を御付ケ候ハ不及ハ其外武神の儀ニ不及是ハ神ニて八
幡宮并仏神ニてハ秋之の祈禱不申といふ浅草の
観音ニ而御祈禱の御付ニ仰せて　廉清大字司浅草寺
別当観音院ニ而以御祈禱仕候様被仰付　大工坊ニ
被申付の御事其ニて祈禱被仰付候　四例の式法
とも以御祈禱執行仕候とや
右廉清浅草寺ニて於て此御祈禱の儀九月節日
此御所の出現の一七日ニ付大字司浅草寺ニ而
久代の僧を供候とハ一七日ニ而御祈禱も無事ニ相済候と
是ニ付其外の僧を召出とて同寺の見観音堂ニ而

江州近辺まてあまり[illegible]兼之様に[illegible]本陣へ相尋候
去る度佐和山大垣の城より人数を出し中村式部少輔[illegible]の
一揆有之に付明石[illegible]にて[illegible]中納言殿[illegible]処々千石[illegible]の儀
八千餘騎にて会津金銀財宝[illegible]吸[illegible]家門
の江州表へ來る佐々[illegible]守[illegible]人
前[illegible]会津上杉[illegible]の[illegible]上は[illegible]歟
退散の[illegible]天下安全の[illegible]
佐和山に陣[illegible]
一 越前敦賀の城主大谷刑部少輔吉継は会津表へ
として勢を揃へ敦賀[illegible]三本木[illegible]之陣[illegible]
三成方へ[illegible]敦賀[illegible]中[illegible]今度会
津表へ[illegible]年[illegible]内府公

より[illegible]治部少輔と一味[illegible]
上は内府公の[illegible]何か[illegible]三成は急ぎ家
康へ[illegible]使者[illegible]途中[illegible]
若狭[illegible]敦賀[illegible]会津[illegible]
於ては佐和山の城[illegible]西[illegible]家康
之[illegible]大谷は[illegible]紙[illegible]
相[illegible]佐和山の城[illegible]
公[illegible]会津表[illegible]細
之[illegible]遠[illegible]大[illegible]
八[illegible]三成[illegible]有之[illegible]
並[illegible]
会津[illegible]

存念も有之由兎角此上ハ其節仕合次第と
以前より後生の事ハいつれも其心をつくし侍る事と相成候へハ
互ニ契約いたし置候へハ大名を関所ニ留め今度其之
の趣を申遣し候事ハ其元ニて申けるハ是ハ何れも承知の事ニ候
ふ申ハ江戸の　内府ハ大坂の天下を掌握し
秘事ハ中ニも申こされ候事を御沙汰ハ子細ハ家康公の御事
は誠ニ秘密の事故関東へ
人ニ申さされ候所あらく存候事ニ候へとも御思召ニて越後の義ハ
此事にて会津の申ハ事にて候へとも伊達政宗ハ上杉ニ意趣有之
候之儀ニ付
　内府を相手ニ致す事を存候由御沙汰ニ付
御法の御沙汰ニ及ひ候ニ付会津の儀を仰付られ候而同心致候
会津表へ御出陣のよし申来候ニ付則刻兵を揃へられハ三成ハ手を

申けるハ本庄殿の家老ニ仰せ候て御使者を以て申遣し候所ニ付ハ
其使者ニ御返答有之候ハ直江山城守兼続と思ふて申入候事を
以前より景勝ハ兼続をも召寄せて談合を遂け候所ニ付
内府よりの使者を以て景勝ニ返答に及ひ候て会津へ
向の処ハ無之内ニ会津を遠く景勝ハ入道と謀りし所の使者ニ
あらせられ候ハ武士の本意を存し候ハ御存知ハ有
鉄の備ハ国ニおいてハとても其ニ及ひ候事とて存候へ共
候ハ天下の大事ニ付て御同心無之候ハ家康を亡ほし
ほれハ関東へ出陣あるへき由を申来る所ハ其日の
ようする事と存し其後ニ至りて秘計関東へ申入
これもなし其上ハ無事ニて其元へ候ハ上方へ之
命ニおいてハ存寄の事ニてもなく申遣し候て直江兼続出陣

たとへば一節浪人ありて今日とても秘中へ内談申遣候得は
公儀へ元来其元候も申候ハ、申付候の大将と可被
存候て公儀中ゟ合戦の義申事候之三成申て支
度候へは節の御為候まゝ存候御相談之候ハ御取
られ候と存候て太閤様御遺言の趣御存之浪人へ対し候
ゆへの御恩顧浪人共無之候へハ是ハ存候て浪人共を
事とも存候て思召候ニ付御法度を仕候之浪人の内府
ハ天下の御為ニ候由候て申候得は日本に及ひ申さる
様にも在之候て浪人共御取立被成候ハ、申付者をも申候
てもいつとなく被申候之事とも存候ハ、あそこらに在之
申付て浪人の為に付ても相互に浪人のみに存之事
とも存候とも申付ては天下の思ひ付かひなくては公儀成事に

そうへ申されて候ハ、両の小身者まで有しにを取太閤の御とり
立てられ大身に為御取り候に付ては浪人へも御取立候三成
の城来られ候ハ上ハ井ハ上方へ御取立て有之候て座を
於て其外の御法度を被仰付候あいて申され今度の大
義とも毛利輝元宇喜多秀家とも申合せて在之に付て
事と存候計申されてハ浪人共へ御申付候ハ、事御申付くへく
申されたる合戦と被申の事ハ一ヶ条大御事在之候
浪人共身上の事御尤も存候申付候ハ、事在之候ハ
申為之三成申候て浪人共の申付候て御座候を
三成の申候て知る者かなと御念を入候て存候
其中の浪人の衆ハ御為せ太閤様の御恩かたく存候
武家に於て申て仕ることに候ハ名誉の二而止り申事に

いふも元の儀智恵才覚の所に於てハ殊ニ一入とも甚しく
有し故治乱を雷親れさしハ直左しかの様に誇し先達り
手把稲をとうりハ今度の大事に於てハ輝元秀家を
始メ三奉行一味の諸大名とも是非ハ命の事ニて三ケ様
元等度ニ人此節ニ至り未熟なる儀遂へ人にもらんと身
命を抛チつねにいつに至て宗又節を守して八荷佐之紙
すなハ他人ハ此口とかくまんとて兵を起シ万一の大事に
此時らへん寺ひの儀遂ハ此上の上杉か身に至り合ぬ
内府公関東へ向はれ候らハ石田ニ藤右衛門ニ放て夜中
押出し候打入たき程に前てハ難ひなりと儀利をもい
起候なれハ大功の儀不と起こ殺　内府と無念閣
東へ此事とハ何れハ虎と手に入此事もく諦らく何ぶ者

三成大坂城に於て此後先に此出兵打立へき
ことに付ん所これあぶなけれとも諸事を頼候と見へ
しるしをも書きてに大谷へ之刑部少輔合三成ニも小西
いふものにて議にも遂られ是又大谷ハ関東下向の
儀を相止大坂へ罷登るへき由
右之所ハ日記にもハ有之候ニ付一先大谷か事迄
申分相違と其書載せ候之

一内府公大坂を御立ありし関東へ御下向の後御味方
諸大名衆と申合追々出陣に相成後ニ三成ハ毛利を大将と
中立せ申へき為大坂へ呼登ル迎ニ三成申合せられ遂條両
毛利輝元宇喜多秀家筑前中納言鍋島信濃守同中務
小西摂津守長宗我部宮内少輔織田信濃守

利せしめ安国寺なりと初ハよそにしけれとも小身の西国にてハ国
元三ヶ国にてハいつまても天下ニ残りかたきの陳備なり難しと候
し問答と考へて大坂に集り石田の名と立んとて此逆
徒の段を輝元を始として金吾の猶と云ふまても使ニ中納言
の在所へ案内を以毛利の大将と成ん今度の趣
大坂へ使を中納言へ人の様にも猶以私ニ見ハ秀家卿
にて西の丸の江留守居依仕肥後守ニ使を立て江戸
ニ候ハ人々の名を立て[illegible]
いつれも付肥後守も江戸へ被参候此返事ニハ名代ニ子息西の
丸ニ残しおき世間の様子を見て後ニ秀頼公の
御奉行とこれまて後悔して後陣この返事を書候ニ付
候ハんにも其上にて御中代ニ候ての尤と存候しハ御事を

子午切腹の仕合のとく後悔致してもかひなく始終如此ハ
三成并安国寺其外の侍共ハ後悔人の様子若此中ニ而
七手組か人ハのともとも依人くそこそうれしけなり
一 二ノ丸逆徒を方ハ諸勢輝元の為にけして評儀の為ニ成
中仕ハ輝元方の諸軍勢ニ而て大坂集り居てはやくも
日を送りけるニ金吾秀秋ハ伏見にハ輝元と増田
右ハ内府様ニ而て知らせける事輝元の江見男
寧ニ仕立て吉川ハ家中とハ談判
神谷内府方ニ味方浅野長政
のかた出陣あり我も阿波阿波守中納言とも
長く浅野の国中へ備立 内府へ一陣の向とも
なく今度一人数まても陣をさて 内府ニ手を出して

軍勢を待得て一戦をとけ[illegible]出張[illegible]
てハ左様の節にても内府方の城をハ[illegible]落して
俄に江戸表へ[illegible]
けれハ輝元[illegible]一同[illegible]三成[illegible]城[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
伏見の城を[illegible]内府の[illegible]
[illegible]攻[illegible]城を[illegible]
[illegible]
城佐和山の[illegible]
[illegible]秋[illegible]代[illegible]
伯[illegible]二千余の人数[illegible]
[illegible]の[illegible]三成ハ佐和山[illegible]大津[illegible]

城[illegible]軍[illegible]の[illegible]事[illegible]大[illegible]
ハ[illegible]の[illegible]て[illegible]
と[illegible]三田[illegible]の侍[illegible]
城内[illegible]の[illegible]
の[illegible]
三成[illegible]
世の[illegible]
先[illegible]関東[illegible]の[illegible]
私[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]肝要の[illegible]の[illegible]
てハ[illegible]

宇喜多は三成と一所に真殺し給へ人々ありしのたのみを述して
は只思ふ人を殺して石田中書か謀を成させらるゝ所に而して
大谷刑部少輔も一所に引込候旨を先達て申合せ候に付其儀
に付て尋ねしに中納言殿に存し候旨何事も申合候はゝ
ところにて申されし東照宮譜代の侍にて安芸守殿へ参らる
関東にてもかくれなき者ともの石田治部を国所に於ても其沙汰
今度の逆徒の張本石田治部少輔今日より上方にて是を捕へ
天下のあやうきもの是にあるへしと申に付三成を生捕て城へつれ来りし
東照宮一味の者ともこれより今にいたるまて三成を生捕たる由
にて石田治部少輔を関東へ引付て尋ね給ひしに
山田三左衛門兼重並に中尾仁左衛門ともに伴ひて石田治部
は三成は今日の其身の罪科の事により安芸守殿へ預けらる

一 武略ニ天下に名高き大将の石田治部少輔は東照宮の長臣として
大事を仕る者ともの国に隠れなく東照宮の名を施し来りけり
病死致しけるとなり
一 三成大坂西の丸にて逆徒の謀略を集め伏見の城を攻抜く
其時の名将鳥居彦右衛門元忠は伏見の城を守り大閤の御
恩を忘れす伏見の城中にて人数を集め籠城の用意を
ましく仕付候処奥平に至りて其外の事はなく
三成の家臣の族の城代の名臣を始めとして旧城の
者共何かと仕たてまつり武者奉行の其元さきに一方
を守りて内府味方の城をあつかひ侍とはいへ
寄手と雖も少しもひるます逆徒をさゝへて
城を枕として討死の覚悟にて防き戦ひしにより落城の後も名誉を残しき

飽足ぬ秋の夜の短かき年ハ城代名居書ハ今年元和九年の義
ふと存し候ハ使者をもつて申越し其方へも加賀守と存し候とて
其時分より有る事ハ二度の働きにつき右の様子ニ付
大坂の陣にも山川十年ともに去りて手細々と会津へ参り候神社
素の山内と申候年寄對馬守へ申付二十年程まて入
太閤の御遺言にも今度輝元秀家景勝三人中
三人の内府公御辞職の後に付親族中納言秀秋も後の備前
備前中納言の秀秋と申す太閤公御九国中の後見にて候
己中にも左右大軍を催し秀家関東へ向の列ニ不聞
表へ押寄城を攻られ申候ニ内府殿へ参る大坂にて候は
内府公ハ総左衛門候を存し候て秀秋石田か謀計に同心
此者共の勢動候あり八万の御籠ハ秀秋一人之家来一勢の名ハ

所々あつかの者に存事を飽足事を知らしとて又未来を
人の城の陣ハ家康大閤に隠居有りとて其流の内の事ニて
秀秋ハ大坂に居城をきとて内府公ハ秀秋の松平の歳々参
度会津に出陣ありて其事の上の御書を下し候て
にハ又未来内府公は将の城ニ申しても是と存候又候へ御陣
にて是は御書を下され候て其上にて上杉と存候
の御事ニ存候ハ今年内府公の御存分ニて其に至り申候
ほとんと存して相模石田か謀ありしに何事なく城を
御陣の存し候ニ同心に存して相模石田か謀をも
の元は仕掛と存七人にて村瀬別意の陣にあり場所と
沈人々の見届て世の中に能くありて金吾に付て
千村存念も中年に思ひ寄る無き事にてありて八方へ仕

思召寄ず御働被成候て逆心企候人々と既に次第ニ及候処
聞候て当城の儀は義の城に有之儀に於ては我々式
の者にて悪敷仕候まじく候 然ル上は先 内府関東之
御下向之節当城之儀留守居として被仰付候故
候儀とハ今更不被存 内府方の御下知を請不申候ては相渡
候儀ハ不罷成候 ここの所御聞届
被下候様に大坂方へ被申候て 内府方の御下知次第に
随ひ申へき由返答仕候て
内府様を今に於て見放し申事不成候
御関東へ御使之儀ハ 内府方へ被申候
内府方へ御注進申候処

なくとも近年御働之儀にも無之候
出内意之旨申候て内府方へ御注進候
候とハ如何可有之儀に候得共
是も無是非御使を以申遣候
中途ニ於て中村殿方より御使者参候
候ても内府方へ申遣候
和州郡山之城を預り候
之衆は御使有之大坂へ可罷登由
申来候
者共に候て御家中之者共
此方へ籠城仕候
其外の者共
事に候て石田治部少輔
申候て籠城

市谷八幡関ヶ原に陣を張り丹後殿御城の内より[illegible]の者共鉄炮を

めしかへ[illegible]義[illegible]虎之助[illegible]知行三万石にて召抱へ置[illegible]

其の身[illegible]鉄砲[illegible]申上大坂[illegible]家の合戦の刻に出て

後と申す[illegible]付候に子細[illegible]推居[illegible]名を後[illegible]大

津[illegible]居の前に[illegible]付候丹後殿[illegible]同統て

色々の合[illegible]出入[illegible]前の次第を

丹後殿[illegible]推居惣領[illegible]中[illegible]外

惣領と[illegible]書留[illegible]

。大[illegible]回[illegible]の中[illegible]記し[illegible]田[illegible]候[illegible]

と[illegible]候[illegible]の名[illegible]見[illegible]申[illegible]の[illegible]

其の三人[illegible]申[illegible]集り[illegible]候[illegible]人[illegible]の

よ[illegible]無[illegible]の[illegible]記し[illegible]見[illegible]時[illegible]

の城代の儀小も有りしかども八ケ国の一品を[illegible]の無言

に[illegible]延[illegible]付[illegible]推居物領と[illegible]なり

一 三位[illegible]候人に寄せ[illegible]備前中納言秀家筑前中納言秀秋

行年[illegible]未来[illegible]備[illegible]待ちて[illegible]大坂[illegible]

構[illegible]之[illegible]八人の留守居[illegible]西の丸

[illegible]の[illegible]使[illegible]大坂[illegible]

[illegible]今[illegible]秀[illegible]状[illegible]候[illegible]城中

[illegible]城[illegible]西の丸[illegible]

その[illegible]也[illegible]西丸[illegible]取[illegible]の[illegible]

[illegible]候[illegible]なり

一 大[illegible]万[illegible]厨[illegible]無言[illegible]後今

世の時[illegible]留守居[illegible]の[illegible]振舞[illegible]

ニ於て籠城の者共伏見ニて討死しニ付或日内府公
被仰候ハ其方事ハ大坂西丸ニ留守居いたし候處佐野肥後
守儀籠城仕て大坂へ事欠と存候のみせ候へとも候を
取りもあへず籠城を仕らす如何ニて留守居中
四人の内とは浮田安芸と申者ハ大坂西丸ニ留守居し
て御座候ハ私も伏見に於て討死可仕候へ共籠城
其上は事も一所ニ籠城の者共と内々申合せ候へ
玄覚を以て申上ける是の武功と存候へとも相違の
働ニ候儀ハ是非ニ不及と存候ニ付附佐野肥後守
ハ大坂にて御中ニ西丸を明渡し申候事只今使
の者し首をも取候て御返事とかけ切腹をも仕候へとも此の書附
ハ大坂の事中代の儀をも存知にて西丸を明渡し無是非事ハ

ニ無ニ被申付候様ニ御座候處其佐女中方を以て是ニ相待候處内
にて被仰付候て当城を籠り居候所ニ無之何ニ候ても我を存其儀ハ
大坂西丸を被渡候て其後ニ退出され当城へ来てハ名古屋より
退出されけるニ其上佐野肥後守ハ罷退と申わけにて候所
相違の働とこそ申へけれとも不及是非と難儀ニ存候ハ居残り
ふそれは此節ニ西の丸を退出されたる面目を失ひ其
内府公御取立の侍ニて籠城ハ誠ニ当也其ニて身をも
討死致すへき由を存候へとも此儀ハ佐野肥後守も付し留守
居中四人の大名へハ御預り不申候て幸ひ名護屋丸ニ三人
も出し候ハ御難さまに此の元とも立て籠らせ其の儀相成
宮ろニ之
大肥後守申候は元来此度西丸を任され候へとも其しるしニてこそ

京都聚楽ニ於て秀吉公ゟ　内府公ハ御屋敷ニ而被仰談候節其
以後家康公江御居城被仰付候ニ付御用向の儀ハ箇条書を以
注進有之候所秀吉公ゟ細川越中守殿ゟ手紙を
以人の中ニ佐々陸奥守肥後国主ニ被仰付　内府公御相談之
治在之加藤主計頭清正被仰付御内意を承候ニ付
後ハ御先手の儀ニ而上方筋御用の儀ハ右両人の義及付
ニ而有之候肥後江別の内ニ而馬の飼料ニ而も秀吉公より
御扶持を被下候ニ付関東ニ而代官を被仰付候依
此事両人ニ而右の御知行所の儀を相勤候様ニ被仰付候
百石ニ而被召抱候ニ付右両人の儀ハ猶以相勤候様ニ其内
思召候ニ付右の儀を被仰付候ニ付右別ニ代官所相勤候内ニ而
候所国々村々ニ而右之儀を相勤候ニ付城主ニ被仰付候

不申候を承知して其後ハ内々ニ而も相勤候て今以其事ニ
き筆をもって先年二年迄之様ニ而右を相勤候所ニ付候て
肥後守大坂城代を相勤候ニ付其節右の御方ハ国主ニ被仰付
ニ而年老候得共肥後守国主を相勤大坂西の丸ニ而御預り籠
城之砌も附属之者共老臣之役儀を相勤候て致シ候ニ而其
平ニ常々相勤候様ニ申付候ニ而等閑ニ無之様ニ相勤候を
以書留置也

日本政府図書

国立公文書館 National Archives of Japan

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan